

花巻市採石法事務取扱要領

令和7年9月

目 次

1	花巻市採石法事務取扱要領	1
2	別記1 採石業の範囲	3
3	採石・砂利採取計画認可フロー	6
4	別記2 認可申請書類等の作成	7
5	別記3 岩石採取跡地整理保証実施規程	14
6	別記4 岩石採取計画に係る認可期間	17
7	別記5 採取計画認可等の事務取扱	18
8	別紙 変更事項の取扱いについて	24
9	岩石採取計画（変更）認可申請審査票	26
10	岩石（砂利）採取計画認可に係る届出受理チェックリスト	39
11	（参考） 土地関係諸法令の開発規制一覧	40
12	別記6 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程	44
13	採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続フロー	48
14	（参考） 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程（解説）	51
15	（参考） 運用通知（抜粋）	55
16	別記7 跡地整理の確認	56
17	跡地整理の良否基準チェックリスト	57
18	別記8 立入検査等	60
19	別記9 違反者処分方針	63
20	別紙 命令処分について	69
21	採石法関係申請様式一覧	71
22	採石法関係事務処理様式一覧	110

花巻市採石法事務取扱要領

(目的)

第1 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）、採石法施行令（昭和46年政令第279号。以下「政令」という。）及び採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。）の施行に関し、採石業の登録及び岩石の採取計画の認可に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって法の円滑な運用を図ることを目的とする。

(採石業の範囲)

第2 採石業の登録及び岩石採取計画の認可を要する採石業の範囲は、「採石業の範囲」（別記1）により取り扱うものとする。

(認可の申請)

第3 岩石の採取を行おうとする者は、岩石採取計画認可申請書（法第33条）を、当該岩石採取場の区域を管轄する市長へ、正本1部、副本2部提出するものとする。この他、位置図、周辺状況見取図、実測平面図等のPDF図面データもしくは縮小版（A3またはA4判）を1部提出するものとする。

市長は、副本1部を関係市町村に対する意見照会に添付し、1部を認可又は不認可通知に添付して申請者に返却するものとする。

2 岩石の採取を行おうとする者は、岩石採取場の区域が2以上の市町村にまたがる場合には、現場事務所（現場事務所がない場合は採取着手区域）が所在している広域振興局長へ、前項の申請書を県の要領に定めるところにより提出するものとする。

3 市長は、第1項の申請書について、「認可申請書類等の作成」（別記2）及び「岩石採取跡地整理保証実施規程」（別記3）に基づいて作成するよう指導するものとする。

4 岩石採取計画に係る認可の期間は6年以内とし、「岩石採取計画に係る認可期間」（別記4）に定めるところによるものとする。

なお、採取期間には岩石の採掘期間のほか、残壁の整形及び緑化等の跡地整理期間も含むものである。

5 第1項の申請書の提出を受けた市長は、「採取計画認可等の事務取扱」（別記5）に基づいて審査等を行うものとする。

6 採石業に用いる施設等を産業廃棄物の処理に兼用して用いる場合の取扱いは、前5項のほか、「採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程」（別記6）によるものとする。

(変更認可の申請)

第4 岩石採取計画の認可を受けた者は、当該認可を受けた計画を変更しようとするときは、岩石採取計画変更認可申請書（法第33条の5）を採取計画の認可を受けた市長へ、正本1部、副本2部提出するものとする。この他、位置図、周辺状況見取図、実測平面図等のPDF図面データもしくは縮小版（A3またはA4判）を1部提出するものとする。

市長は、副本1部を関係広域振興局に対する意見照会に添付し、1部を認可又は不認可通知に添付して申請者に返却するものとする。

軽微な変更をしようとするときは、採取計画の認可を受けた市長へ変更届を1部提出するものとする。

2 第5第2項から第6項までの規定は、前項の申請及び届出について準用する。

(休止及び廃止の届出)

第5 岩石採取計画の認可を受けた者は、岩石採取を引き続き6ヶ月以上休止する場合は岩石採取休止届出（法第33条の10）を、岩石採取場を廃止した場合は岩石採取廃止届出（法第33条の10）を、認可を受けた市長へ速やかに提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書について、「認可申請書類等の作成」（別記2）に基づき作成するよう指導するものとする。

3 第1項の廃止届の提出を受けた市長は、「跡地整理の確認」（別記7）により現地確認等を行うものとする。

(立入検査・命令等)

第6 認可採取計画の変更命令（法第33条の9）、緊急措置命令等（法第33条の13）及び認可の取消し等（法第33条の12）、報告及び検査等（法第42条）については、「立入検査等」（別記8）及び「違反者処分方針」（別記9）により取り扱うものとする。

(通報)

第7 市長は、法第33条の6に定める通報の必要が生じたときは、速やかに広域振興局長に通報するものとする。

(施行期日)

附 則
この要領は平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成19年5月1日から施行する。

附 則
この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則
この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年7月5日から施行する。

附 則

この要領は令和6年1月15日から施行する。

附 則

この要領は令和7年9月11日から施行する。

別記１ 採石業の範囲

- 1 「採石業」とは、営利、非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続し行う態様のものをいう。
- 2 人格の主体が個人か、会社か、公社か、公団その他地方公共団体であることを問わない。本来の事業目的の達成のため、あるいは副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念からみて、**採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性、及びこれに付随する行為**（例えば工事現場において土地から分離された岩石を、販売若しくは他の場所において使用する行為）が伴えば、**当該岩石の採取行為は採石業に該当する。**
- 3 上記２の採石業の実施とみなされる程度の規模・継続性については、次により判断するものとする。
 - (1) 砕骨材採取（破碎を伴うもの）については、計画内容及び周辺の状況等を総合的に検討し、判断するものとする。
 - (2) 石材採取のうち、墓石、風化岩石（ただし真砂土を除く。）採取の場合は、次に掲げる数値的目安のいずれにも該当する場合を、「採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性を有する」と判断する。
 - ① 規 模：採取数量（全体計画数量）が800m³/月以上又は事業区域面積（全体計画面積）が7,000m²以上
 - ② 継続性：採取期間（全体計画期間）が1年以上（跡地整理期間を含める。）
 - (3) 石材採取のうち、真砂土採取の場合は、別紙の「真砂土にかかる採石業の定義等の判断基準について」（平成12年12月25日、資源エネルギー庁長官官房鉱業課採石対策官）による。

※ (2)及び(3)の規模・継続性の数値的目安は、平成18年4月1日から適用したもので、適用後3年を経過する毎に見直しを行うものであること。

(参考)

1 岩石の定義について

母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の科学的性質を有するものは、砂利（砂、および玉石を含む）である場合を除き、岩状でなくても（例えば「けつ岩」、「粘板岩」が風化分解して粘土状で賦存しているような場合である。）岩石として扱う。

また、ある程度膠結した第三紀層のれき層、砂層または耐火度が低く、鉱物に該当しない耐火粘土は岩石として取り扱う。

2 採取計画の認可等を要しない業態（政令第1条）

採石法第34条の8第1項の政令で定める業態は、法第2条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母、及びひる石以外の岩石の採取であって次に掲げる要件に該当するものとする。

- ア もっぱら砕石以外の石材の生産の用に供するため行うもの
- イ 主として人力により露天掘りで行うもの
- ウ 岩石の採取に従事する者の数が5人以下であるもの

別紙

真砂土にかかる採石業の定義等の判断基準について

平成12年12月25日
資源エネルギー庁
長官官房鉱業課採石対策官

1 基準の対象とする定義の範囲等

本基準の対象とする定義は、真砂土（母岩との成因関係が明らかなもの）を対象とし、「採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性を有する」ものの判断に用いることを目的としている。

2 直接項目

(1) 採取（計画）面積

①0.1ha 程度以下 ②0.1ha 程度を超え 0.4ha 程度以内 ③0.4ha 程度を超え 1ha 程度以内 ④1ha 程度を超えるもの

(2) 採取（計画）期間

①六ヶ月程度以内 ②六ヶ月程度を超え一年程度以内 ③一年程度を超え二年程度以内 ④二年程度を超えるもの

(3) 採取（計画）量（(2)の期間内一ヶ月あたりの平均採取量）

①25 m³/月程度以内 ②25 m³/月程度を超え50 m³/月程度以内 ③50 m³/月程度を超え250 m³/月程度以内 ④250 m³/月程度を超えるもの

3 間接項目

(1) 採取場所の地形

①平地状 ②山地状 ③急峻な山地状

注：定義

平地状：採掘（計画を含む）高5m程度以下のもの

山地状：採掘（同上）高5m程度を超え30m程度以下のもの

急峻な山地状：採掘（同上）高30m程度を超えるもの

(2) 下流の利水の状況

①2km程度以下の下流域に利水なし
②空欄
③2km程度以内の下流域に利水あり

(3) 人家等への影響（敷地境界を基準として）

①300m程度以内の地点に人家等が存在しない地域
②300m程度以内の地点に人家等が存在
③採取計画区域境界が人家等に隣接

注：「人家等」とは、民家、公共施設、公道、河川等を含む。

(4) 搬出経路の状況（採石業者の専用搬出道路が接続する地点を基準）

- ①二車線以上の幅員を持つ整備された道路に隣接
- ②①まで到達する間に利用度が少ない未整備の道路使用
- ③①まで到達する間に村落の生活道路等を通過

4 判定方法

各項目毎に判断した結果該当する番号毎に次の配点とし、合計点が下記に示した基準点以上となる場合を「採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性を有する」と判断する。

(1) 配点

- ① 0 点 ② 1 点 ③ 3 点 ④ 6 点

(2) 基準点

15 点

5 法第34条の8（適用除外）の基準について

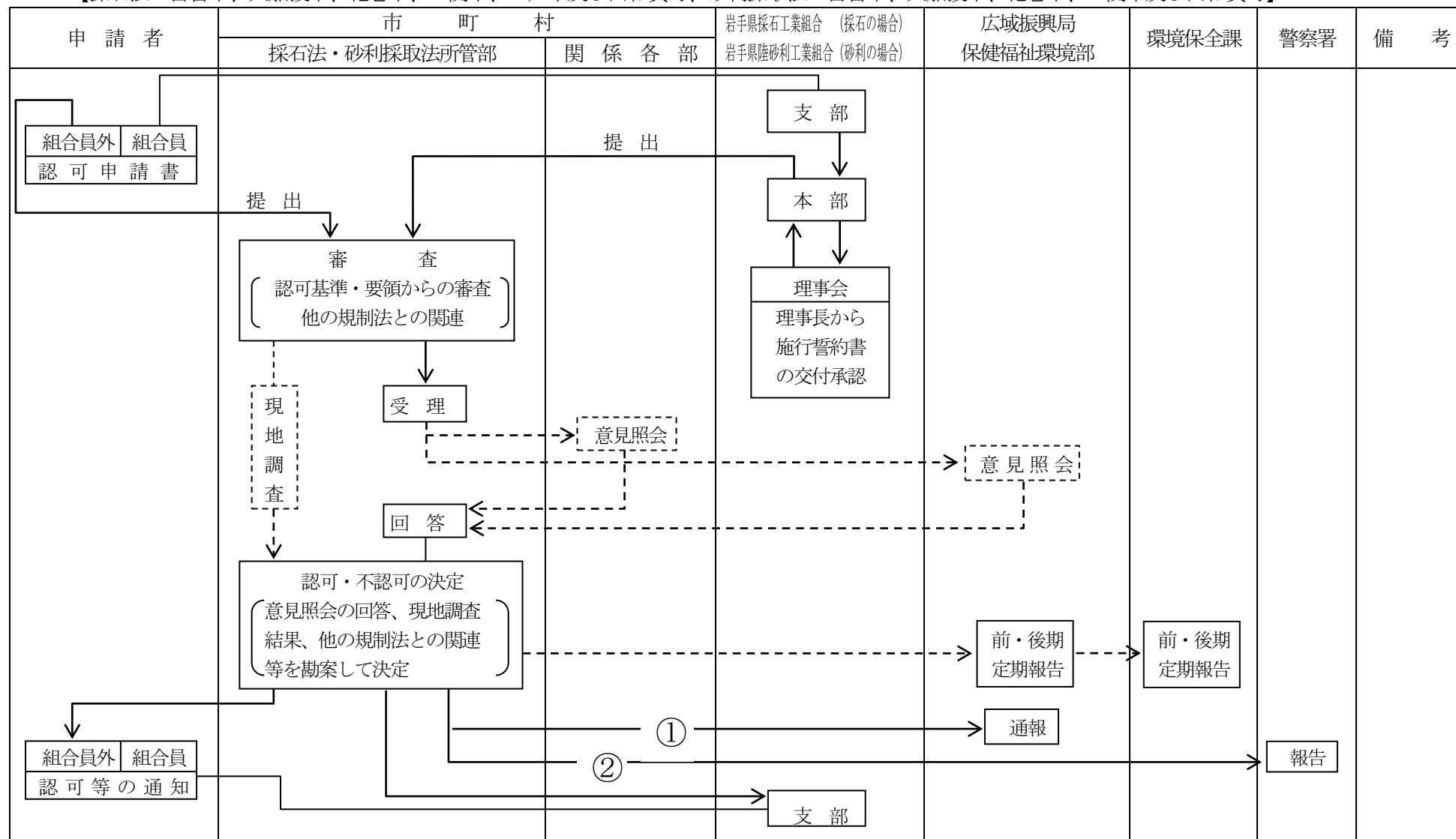
上記基準の直接項目のうち、面積、採取量が一定基準を超えないもの（A）について、直接項目及び間接項目の積が一定基準以下のもの（B）については、法第34条の8による適用除外とすることが出来る。

（A）面積と採取量が合計6点未満

（B）直接項目合計と間接項目合計の積が60点未満

採石・砂利採取計画認可フロー

【採石法：宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、二戸市及び西和賀町、砂利採取法：宮古市、大船渡市、花巻市、一関市及び西和賀町】



※承継手続き、廃止届を受理（法33条の10）、認可の失効（法33条の11）及び認可の取消（法33条の12）の措置をした際にも①②の通報（報告）を行うこと。

認 可

別記2 認可申請書類等の作成

項 目	採 取		留 意 事 項
	新 規	更 新	
認可申請			
1 認可申請書	○	○	申請様式第1号により作成のこと（手数料 51,800円）
2 岩石採取場の跡地整理に関する誓約書 [組合または同業者等の誓約書]	○	○	原則として、以下のうち、一項目に該当する誓約書の添付 1 岩手県採石工業組合の長の誓約書 2 申請者に代わり岩石採取場の跡地整理を行うことを誓約した同業者※または山砂利採取業を営む者及び県内で建設業を営む者（以下「同業者等」という）2名以上の誓約書 なお、この場合はさらに次の書類を添付すること (1) 同業者等の岩石採取計画認可書の写し又は砂利採取計画認可書の写し (2) 同業者等の印鑑証明書 (3) 同業者等が次のいずれにも該当しないことを証明する書面 ア 申請者又はその家族が代表者になっている法人 イ 申請者が一定割合の出資を受けているか又は出資を行っている法人 ウ 過去2年の間に法第33条の13第1項及び第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者 エ 過去2年の間に砂利採取法第23条第1項及び第2項に基づく措置命令以上の処分を受けている者（山砂利採取業者のみ） (4) 同業者等に十分な保証能力があるかどうか判断するための次の書類 ア 法人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の決算書、法人税及び法人事業税の納税証明書 イ 個人の場合、当該申請年度から過去2会計年度の青色申告決算書、所得税及び事業税の納税証明書 ウ 法人、個人いずれの場合においても岩石を採取している場合は、岩石採取経歴書（山砂利採取業者の場合は、山砂利採取経歴書）及び他事業者に対する重複保証状況書 ※ 同業者とは、原則として県内で現に採取計画の認可を得て採石業を営む者をいう。 ※ 特定災害防止準備金制度の加入者は、砕骨材の採取で3回目以降の認可更新時の場合、当該準備金の積立に係る信託契約証明書等、加入状況を確認できる書類の写しを添付すること。 3 申請者が岩手県陸砂利工業組合員であり、かつ、風化花崗岩等（真砂土等）を申請者本人の砂利採取の埋戻土として使用する場合のみ、岩手県陸砂利工業組合理事長の誓約書
3 採取計画書	○	○	申請様式第5号により作成のこと
4 登録証の写し	○	○	知事（広域振興局長等）の登録通知書の写し
5 岩石採取場に係る権原を有することを証する書面 （土地の登記事項証明書等）	○	○	1 自己の土地において岩石の採取を行おうとするときは、当該土地に係る登記事項証明書 2 他人の土地において岩石の採取を行おうとするときは、当該土地所有者と申請者との間の契約書又は同意書の写し、並びに当該土地に係る登記事項証明書

項	目	採 取		留 意 事 項
		新 規	更 新	
				※ 申請者が岩手県採石工業組合員の場合、上記1、2の書面については、組合の長が当該土地の登記を確認したことを示す書面で代えることができる。 (1) 共有地である場合、共有者全員又は権原を有するものとの契約書又は同意書であること。 (2) 登記名義人と所有者が異なる場合、その関係がわかる書面 ア 当該土地が売買されているが、登記変更がされていない場合 ・当該土地の売買契約書 イ 登記名義人が死亡したが、登記変更がされていない場合 ・登記名義人の除籍謄本及び相続者全員に係る戸籍謄本 〔 契約が、相続者中の代表者との間で締結されている場合は、他の者の委任状が必要 〕 ※ 相続者が居所不明などの理由により戸籍謄本及び委任状の取得が著しく困難であり、事情やむを得ないと認められる者に限り、説明書をもって代えることができる。 ※ 更新の場合の契約書及び委任状については、前回と変更がなければ前回添付した書類の写しでよい。 3 当該土地に、採石権又は抵当権が設定されている場合は、当該権利を有するものの同意書
6	他法令処分関係書面	○	○	他の法令に係る許可、認可、その他の処分を行った行政庁の発行した許可証等の写し、もしくは他の行政庁に提出した許可申請書等の写し ※ 関係法令 自然公園法、森林法、農地法、農振法、砂防法、道路法、河川法、文化財保護法、国有財産法等 ※ 規制の概要については「土地関係諸法令の開発規制一覧」を参照のこと
7	隣接する土地の所有者及び使用者の同意書 (残置森林等によって隣接地と30m以上離れている場合は不要)	○	○	岩石を採取することについての、採取場に隣接する土地の所有者及び使用者の同意書 ※ やむを得ない理由により同意書を添付できない場合は、その理由を説明した書面
8	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による届出書	○	○	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号)の規定により届出を行っているときは、当該届出書の写し
9	位置図	○	○	国土地理院発行の5万分の1の地形図に、次の事項を朱記すること。 (1) 採取場の位置 (2) 採取場から主要道路(国、県道)までの搬出経路 ※ 採取場と破碎選別施設、廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場、事務所及び製品置場等が離れている場合にも各施設の位置及び運搬経路を示した位置図を添付のこと。

項	目	採 取		留 意 事 項
		新 規	更 新	
10	周辺状況見取図	○	○	事業区域及び採取区域を朱線で囲み、主要道路に至るまでの搬出経路及び採取場付近概ね300m以内にある次のものを表示すること。 なお、事業区域とは、認可を受けようとする期間内において岩石の採取を計画している全区域（当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎及び洗浄を行う区域であって社会通念上一体として認識されるものを含む。）であり、法第33条の2に規定する岩石採取場の区域である。 (1) 切羽の位置、廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場の位置、災害防止施設の設置の位置 (2) 河川、人家、教育施設、農地、農業用施設、道路その他の公共施設 ※ 採取場と破碎選別施設、廃土・廃石堆積場が離れている場合にも各々について周辺状況見取図を添付のこと。
11	実測平面図			縮尺は原則として、500 分又は 1,000 分の 1 とし、下記に定める記載事項のほか、周辺の状況（尾根、沢、道路、河川等）を明確に表示すること。
(1)	現況地形図	○	○	1 現況地形図 (1) 切羽、破碎選別機械、堆積場(廃土・廃石・脱水ケーキ)の位置 (2) 沈殿池及び排水施設等の位置 (3) 事業区域及び保全区域 (4) 縦横断測点 (5) 取付道路（出入口）、標識の設置位置
(2)	全体計画平面図	○	○	2 全体計画平面図（全体計画終了後の状況を表示した平面図） (1) 全体計画に係る事業区域及び保全区域 (2) 縦横断測点 (3) 最終残壁の状況
(3)	今期計画平面図	○	○	3 今期計画平面図 (1) 切羽、破碎選別機械、堆積場の位置 ※ 破碎選別機械については、名称、能力（規格）、台数の一覧表を作成し、当平面図と対比できるようにすること。 ※ 堆積場については、土石の流出防止措置（施設）を図示すること。（脱水ケーキを堆積させる場合も同様に図示すること） (2) 沈殿池及び排水施設等の位置（流水方向を図示） (3) 事業区域及び保全区域 (4) 縦横断測点 (5) 取付道路（出入口）、標識の設置位置 (6) 基準点（B・M）の位置及び高さ

	項 目	採 取		留 意 事 項
		新 規	更 新	
	(破碎選別施設、廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場が隣れている場合)	○	○	各施設ごとに以下の事項を図示した図面を作成すること。 1 破碎選別施設 (1) 事業区域から周囲 30m程度の状況 (2) 沈殿池及び排水施設等の位置（流水方向を図示） (3) 取付道路（出入口）、標識の設置位置 ○ ○ 2 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場 (1) 事業区域から周囲 100m程度の範囲 (2) 沈殿池及び排水施設等の位置（流水方向を図示） (3) 取付道路（出入口）、標識の設置位置 (4) 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点（B・M）の高さ（縦断面図に図示のこと） (5) 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場の流出防止措置(施設)
12	現況写真	○	○	現況地形図に撮影場所及び撮影方向を明示すること。
13	実測縦断面図	○	○	縮尺は原則として縦 200分の 1から 500分の1、横 500分の 1から 1,000分の 1とし、当該申請に係る部分を黄塗りとしたうえで、次の事項を図示すること。 (1) 事業区域から周囲 50m程度の範囲 (2) 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点（B・M）の高さ (3) 事業区域及び保全区域 (4) 切羽の傾斜角度、小段の高さ、小段幅 (5) 測線上にある沈殿池、道路、水路等施設の位置
14	実測横断面図	○	○	縮尺は縦断面図と同様とし、当該申請に係る部分を黄塗りとしたうえで、次の事項を図示すること。 (1) 事業区域から周囲 50m程度の範囲 (2) 採取岩石及び表土の断面積 (3) 事業区域及び保全区域 (4) 切羽の傾斜角度、小段の高さ、小段幅 (5) 測線上にある沈殿池、道路、水路等施設の位置 ○ ○ (破碎選別施設、廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場が隣れている場合) 各施設ごとに以下の事項を図示した図面を作成すること。 1 破碎選別施設 (1) 事業区域から周囲 30m程度の範囲 (2) 測線上にある沈殿池、道路、水路等施設の位置 (3) 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点（B・M）の高さ（縦断面図に図示のこと）

	項 目	採 取		留 意 事 項
		新 規	更 新	
		○	○	2 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場 (1) 事業区域から周囲 100m程度の範囲 (2) 堆積場の法勾配及び小段幅 (3) 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点 (B・M) の高さ (縦断面図に図示のこと)
	15 公図写	○	○	次の事項を記載のこと (1) 事業区域 (朱線で囲むこと) 及び事業区域内の各地番ごとの所有権者の氏名、地目及び地積 (2) 道路の名称、水路の表示 (3) 出入口の表示 (朱書きのこと) (4) 隣接地の所有権者の氏名、地目等 謄写年月日、謄写人氏名、謄写人の捺印 ※ 破碎選別施設、廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場が離れている場合は、各施設ごとに本図面写しを添付のこと。
	16 求積図 (事業区域)	○	○	縮尺は原則、横方向 500分の 1 又は 1,000分の 1 とし、以下の区分に応じて求積すること。 (1) 保全区域 (残置森林を含む) (2) 採取区域 (当該申請区域、将来計画区域別に求積のこと) (3) 破碎選別施設用地 (付随する製品置場を含む) (4) 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場 (5) その他 (単独の製品置場、事務所等附属施設) ※ 求積は原則として、三斜法によることとするが次の計算法でもよい。 ア パソコン等の座標による面積計算 (計算表添付) イ 記録式プランニメーターによる面積計算 (記録紙添付) 〔同一断面を 3 回以上測定し、その平均値を断面積とする〕
	17 採取岩石及び廃土・廃石・脱水ケーキに係る立積計算書	○	○	採取数量はトン換算とする。 ※ 求積は原則として、三斜法によることとするが次の計算法でもよい。 ア パソコン等の座標による面積計算 (計算表添付) イ 記録式プランニメーターによる面積計算 (記録紙添付) 〔同一断面を 3 回以上測定し、その平均値を断面積とする〕

	項 目	採 取		留 意 事 項
		新 規	更 新	
	18 発破規格図	○	○	採取時の切羽の高さ、小段幅、最小抵抗線、削孔の径、長さ方向及び1孔あたりの装薬量を図示すること。
	19 沈澱池、水路等の構造図 (廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場についても同様)	○	○	設計計算書を添付のこと。 洗浄工程がある場合には、その系統図も添付のこと。
	20 採取跡地整理計画図	○	○	1 採掘終了時の小段の高さ、段数、幅、掘削勾配及び残壁の平均勾配を図示すること。 2 緑化計画を平面図に図示すること。
	21 その他			その他市長が必要と認める書類 例) ・ 大気汚染防止法第18条の3（基準遵守義務）の規定の適用を受ける者にあつては、当該基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面 ・ 水質汚濁防止法第3条（排水基準）に規定する排水基準を遵守できる旨の説明を記載した書面及び図面 ・ 国道又は県道に至るまでに私道を通行する場合には、当該道路を通行する権原を有することを証する書面 など ※ 更新の場合は、前回と変更がなければ前回添付した書類の写しでよい。

○ 提出が必要なもの

項 目	添 付 書 類 及 び 留 意 事 項
1 変更認可申請	1 採取計画の変更認可申請書（申請様式第2号） （手数料 33,200円） 2 添付書類 (1) 採取計画書 ※ 変更する部分のみを記入し、他の部分は「変更なし」の記入で可 (2) 認可指令書の写し (3) 認可の際に添付した書面又は図面のうち、採取計画の変更により記載、記述内容の変更を必要とするもの。 (4) 変更認可申請にあたっての跡地整理の履行の誓約書 （原則として当初の認可の際、跡地整理の誓約をした者が誓約すること。この事項に関する取扱い「認可申請書類等の作成」（別記2）の〈岩石採取場の跡地整理に関する誓約書〉の項に準ずるものとする。）
2 変更届	1 氏名等変更届書（申請様式第3号） 2 添付書類 変更となった箇所、設備等の参考書面、図面 3 変更届提出にあたっての跡地整理の履行の誓約を行うことに関する同意書（原則として当初の認可の際、跡地整理の誓約をした者が同意すること。この事項に関する取扱いは「認可申請書類等の作成」（別記2）の〈岩石採取場の跡地整理に関する誓約書〉の項に準ずるものとする。）
3 休止・廃止届	1 岩石採取休止・廃止届書（申請様式第4号） 2 添付書類 採取跡地及び破碎選別施設の操業跡地のカラー写真

別記3 岩石採取跡地整理保証実施規程

(目的)

第1 この規程は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）に基づく岩石採取計画の認可にあたり、岩石採取跡地整理対策として保証制度を導入することによって、採取跡地の災害の未然防止を図り、もって岩石採取事業の健全な発達に資するものとする。

(施行誓約者)

第2 法第33条の規定による岩石採取計画の認可（法第33条の5の規定による岩石採取計画の変更の認可等を含む。以下「認可」という。）を受けようとする者（法第32条の6の規定により採石業者の地位を承継した者を含む。以下「申請者」という。）は、岩石の採取跡地の整理について施行誓約者（以下「誓約者」という。）を立てるものとする。

2 誓約者は、申請者の死亡、倒産等により、前項の認可に係る岩石採取場の跡地整理を実施しない場合には、第4に規定する岩石採取跡地整理施行誓約書（以下「施行誓約書」という。）に基づき、申請者に協力し又は申請者に代わって当該採取跡地の整理を履行する責務を負うものである。

3 第4に規定する施行誓約書による保証の期間は、第1項の認可申請に係る岩石採取計画の認可の日から、その岩石採取跡地についての整理が終了し、広域振興局長が廃止届を受理した日まで、又は同一採石場において次回の認可日の前日までとする。

(誓約者の範囲)

第3 前条に定める誓約者の範囲及び必要人数は、次の各号の一に掲げる者とする。

(1) 岩手県採石工業組合

(2) 岩手県陸砂利工業組合（ただし申請者が岩手県陸砂利工業組合員であり、かつ、風化花崗岩等（真砂土等）を申請者本人の砂利採取の埋戻土として使用する場合のみ）

(3) 次に掲げる者のうち2名以上

① 原則として県内で現に法第33条の認可を受けて採石業を営む者であって十分な保証能力を有すると認められる者

② 原則として県内で現に砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けて山砂利採取業を営む者であって十分な保証能力を有すると認められる者（ただし石材採取の場合のみ）

③ 原則として県内で建設業を営む者であって十分な保証能力を有すると認められる者

2 前項第3号に規定する十分な保証能力を有する者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 法人にあっては、過去2会計年度の決算が2年のうち1年以上黒字であること又は直近の決算で資本金が累積赤字を上回っていること

(2) 個人事業者にあつては、毎年青色申告を行い、事業収入が年間3千万円以上であること

(施行誓約書の申請書への添付)

第4 申請者は、第2第1項に規定する認可の申請書に、前条に定める誓約者の施行誓約書（別紙様式）を、原則として添付するものとする。

2 申請者が岩手県採石工業組合員である場合には、前項の施行誓約書に代えて岩手県採石工業組合の長の施行誓約書を添付することができる。

3 申請者が岩手県陸砂利工業組合員であり、かつ、風化花崗岩等（真砂土等）を申請者本人の砂利採取の埋戻土として使用する場合にのみ、第1項の施行誓約書に代えて岩手県陸砂利工業組合の長の施行誓約書を添付することができる。

(誓約者の変更)

第5 誓約者が死亡、倒産等により第2第2項に規定する誓約者の義務を履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれが生じた場合は、申請者又は誓約者は速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合において（前項の報告の義務を履行しない場合を含む。）市長が誓約者の変更が必要であると認めたときは、申請者は速やかに第2の規定に基づき新たな誓約者を選定し、当該誓約者に係る第4に規定する施行誓約書を提出しなければならない。

(誓約者の免除)

第6 法第42条の2の規定により、国又は地方公共団体が知事との協議の成立により行う岩石採取行為については、この規程は適用しないものとする。

(別紙様式)

岩石採取跡地整理施行誓約書

年 月 日

花巻市長 様

施行誓約者 住 所
名 称
氏 名 (法人にあっては代表者氏名) 印

施行誓約者 住 所
名 称
氏 名 (法人にあっては代表者氏名) 印

私 (当社・当組合) は、下記5に掲げる条件を満たす者であり、申請者の死亡、倒産等により、下記の認可に係る岩石採取場の跡地整理を実施しない場合には、申請者に協力し又は申請者に代わって施行誓約者連帯のうえ、採取計画書に定める跡地整理を確実に履行することを誓約します。

記

- 1 岩石採取計画認可申請者 住 所
名 称
氏 名 (法人にあっては代表者氏名)
- 2 年 月 日付け申請の岩石採取計画 (変更) 認可
- 3 保証に係る岩石採取場の所在地 (場所)
- 4 採取する岩石の種類及び予定数量
- 5 岩石採取場の跡地整理に関し十分な保証能力を有する者の条件
 - (1) 法人にあっては、過去2会計年度の決算が2年のうち1年以上黒字であること又は直近の決算で資本金が累積赤字を上回っていること
 - (2) 個人事業者にあつては、毎年青色申告を行い、事業収入が年間3千万円以上であること

(注) 1 施行誓約者が死亡、倒産等により第2第2項に定める施行誓約者の義務が履行できなくなったとき又は履行できなくなるおそれが生じたときは、申請者は速やかに新たな施行誓約者を選定し、当該施行誓約者に係る岩石採取跡地整理施行誓約書を提出すること。

2 岩石採取跡地整理施行誓約書の添付書類については、「認可申請書類の作成について」に規定されているとおりである。

別記4 岩石採取計画に係る認可期間

岩石採取計画に係る認可期間は、跡地整理の誓約書（同業者等の場合は添付書類を含む。）の状況により、次のとおりとする。

1 砕骨材の場合

(1) 新規採取場の場合

- ア 誓約書が添付されている場合…………… 3年以内
- イ ア以外…………… 1年以内

(2) 第1回目の認可更新時

- ア 誓約書が添付されている場合…………… 4年以内
- イ ア以外…………… 1.5年以内

(3) 第2回目の認可更新時

- ア 岩手県採石工業組合の長の誓約書が添付されている場合…………… 5年以内
- イ 誓約者2名以上の誓約書が添付されている場合…………… 4年以内
- ウ （ア・イ以外）…………… 3年以内

(4) 第3回目以降の認可更新時

- ア 岩手県採石工業組合の長の誓約書が添付されている場合…………… 6年以内
- イ 誓約者2名以上の誓約書が添付されている場合…………… 4年以内
- ウ （ア・イ以外）…………… 3年以内

※ ただし、(4)のア及びイについては、岩手県採石工業組合の長が跡地整理を保証する期間を超えないものとする。

2 石材（墓石、真砂土等の風化岩石）の場合

(1) 岩手県陸砂利工業組合の長の誓約書が添付されている場合（申請者が岩手県陸砂利工業組合員であり、かつ、風化花崗岩等（真砂土等）を申請者本人の砂利採取の埋戻土として使用する場合のみ）

…………… 3年以内
(新規採取場の場合を含む)

(2) 誓約者2名以上の誓約書が添付されている場合

…………… 3年以内
(新規採取場の場合を含む)

(3) ((1)・(2)) 以外の場合…………… 1年以内

(新規採取場の場合を含む)

なお、既存採取場の事業区域面積の増加（拡張）部分は、上記の「新規採取場」には該当しないものとする。

また、前回の認可期間内に採石災害等が発生し又は発生するおそれが認められたことにより、採石法に関して始末書の提出を伴う指導又は行政処分を受けた者の当該指導等を受けた採取場の更新時の認可期間は、前回の認可期間に0.5を乗じた期間以内とする。

おって、上記指導等を受けた日から1年を経過しない者から、当該指導等を受けた採取場と異なる採取場について申請があった場合の認可期間は、1及び2に定める認可期間に0.5を乗じた期間以内とする。

別記5 採取計画認可等の事務取扱

1 認可の申請

採取計画認可申請書の作成については、「認可申請書類等の作成」(別記2)により指導し、着手予定日の55日前までの提出を指導することとする。

2 受理

申請書の提出があったときは、「岩石採取計画(変更)認可申請審査票」により必要な書類が添付されていることを確認したうえで受理し、不備、不明な点があった場合は、是正及び修正された後に受理するものとする。

3 関係機関への意見照会

受理した後は、市関係部局から意見を聴取するものとする。

また、土地の規制法令等との関連により県関係部局から意見を聴取する必要がある場合は、関係部局への照会と並行して行うものとする。(主な土地の規制法令等については「土地関係諸法令の開発規制一覧」を参照)

様式等は次のとおりとする。

	関係機関(県・市)への照会
照 会 様 式	事務処理様式第12号
回 答 様 式	事務処理様式第13号
照 会 の 際 の 添 付 書 類	(1) 採取計画書及び参考添付書類の写し (2) 事業区域を表示した地形図 (5万分の1)

なお、意見照会の回答で、計画見直し等の意見があった場合は、必要に応じて申請者に対し是正の指導を行い、そのうえで関係機関へ再照会を行うこと。

4 審査

受理した申請の審査にあたっては、法第33条の4に規定する「認可基準」及び「採石技術指導基準」に照らしたうえで、関係機関からの意見を参考とし、認可、不認可の判断をするものとする。

なお、認可、不認可の判断に際し、原則として現地調査を行うものとする。

5 岩石採取場の跡地整理に関する誓約書について

採取計画書には、原則として、「岩石採取跡地整理保証実施規程」(別記3)に規定する誓約書を添付するよう指導すること。

6 岩石採取場の跡地整理の良否基準について

岩石採取が終了し、廃止届が提出された時点で、「跡地整理の確認」(別記7)により現地を確認すること。

なお、林地開発等、他法令の関係する採石場の場合は、極力、関係法令の許可を行う担当部署職員と同行し、関係法令に係る完了確認も同時に行うこととする。

7 通報及び処分の通知

申請に対する処分にあつては、申請者への通知、法第33条の6に基づく広域振興局長への通報を行うとともに、あわせて岩石採取場がある地域を管轄する警察署長に対し報告するものとする。

様式等は次のとおりとする。

			認 可	不 認 可
申 請 者	指令書		事務処理様式第1号	事務処理様式第5号
	留意文書		事務処理様式第2号	
	添付書類		副本1部	副本1部
関 係 機 関	広域振興局長	通 報	事務処理様式第14号	事務処理様式第14号
		添 付 書 類	認可指令書（写し）	不認可指令書（写し）
			留意文書（写し）	
	警察署	報 告	事務処理様式第14号	事務処理様式第14号
		添 付 書 類	認可指令書（写し）	不認可指令書（写し）
			位置図（写し）	位置図（写し）

8 条件を附す場合

法第33条の7に基づく条件は、個々の岩石採取場の実態を判断のうえ、必要最小限のものにかぎり、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課すこととならない範囲において附することができるものとする。

なお、条件以外の指示事項等がある場合は、留意文書に記載するものとする。

9 認可台帳の整理

認可事項については、広域振興局に備えている岩石採取計画認可台帳に記載し、整理するものとする。

10 変更事項の取扱い

認可事項等に変更が生じた場合は下記により取扱い、申請書又は届出の提出を指導するものとする。

事 項	内 容
認 可 申 請	(1) 事業区域面積の増加（拡張）
変更認可申請	(1) 事業区域内の利用区分の変更 (2) 採取期間の延長（事業区域面積の増加を伴わないもの） （跡地整理のためであつて、1回に限って1年以内かつ当初の採取期間の日数を超えない範囲とする。ただし、災害等の特別な理由による場合は除く） (3) 採取数量の増量（拡張を伴わない） (4) 破碎選別施設、沈殿池等の機械、施設の配置の変更 (5) 沈殿池、洗浄、破碎選別機械の増設 (6) 最終残壁や沈殿池等の認可形状の変更 (7) オープンシュートの追加
変 更 届 出 （法第8条の16の2 「当該変更に係る計画 に関し、災害が発生す る恐れがないもの」）	(1) 採取、運搬機械の増設 (2) 採取、洗浄、破碎選別機械の変更（処理能力が増加する場合を含む。） (3) 事業区域面積の縮小 (4) 採取期間の短縮（全体計画早期完了の場合のみ） (5) 当該採石場を管理する事務所の所在地の変更

	(6) 当該採石場を管理する採石業務管理者の変更 (7) 認可を受けた事業区域外における採石置場の変更又は新設
--	--

※ 認可の取扱いについては上記の表によるが、当該表にあてはまらない事例が発生した場合は、法の趣旨を勘案したうえで個別に判断するものとする。

※ 移動式の破碎機械を既存の固定式破碎機械の他に増設する場合は「変更認可」扱いとし、既存の固定式破碎機械を撤去して移動式の破碎機と入れ替える場合は「変更届出」扱いとする。

※ 変更届出の(7)「採石置場の変更又は新設」については、社会通念上、「岩石採取場」と一体としてみなされない場合であっても、届出を要するものとする。

※ 具体的な取扱いについては、別紙「変更事項の取扱いについて」を参照すること。

※ 岩石採取場の地形を活用して原石を投下する行為は、採掘箇所からの直接投下のみならず、運搬工程の途中での投下もオープンシュートに該当するものとして取扱うものとする。

11 変更認可、変更届出、廃止届の手続

変更認可申請書類については、「認可申請書類等の作成」(別記2)により指導するものとする。

なお、処分及び通報(報告)様式は次のとおりとする。

(1) 変更認可、変更届出

		認 可	不 認 可
申請者	指令書	事務処理様式第3号	事務処理様式第5号
	留意文書	事務処理様式第2号	
	添付書類	副本1部	副本1部
関係機関、警察署への通報(報告)の様式及び添付書類については、認可の場合に準ずる。変更届が提出された場合は受理のみとし通報は不要とする。			

(2) 廃止届

			廃 止
申請者	受理通知書		事務処理様式第4号
関係機関	広域振興局	通 報	事務処理様式第14-2号
		添付書類	廃止届書(写し)
	警察署	報 告	事務処理様式第14-2号
		添付書類	廃止届書(写し)

※警察署は県内各警察署の生活安全課を想定している。

12 指 導

認可採取場については、採取計画書及び申請図面により計画的な採取、災害防止の措置が適切に講じられているか巡視により確認すること。

なお、届出の対象となっている採石置場についても、災害防止の観点から巡視を行うとともに、災害、水質汚濁等の問題が発生又は発生が予見される場合は、関係機関へ通報すること。

13 「採石技術指導基準書(平成15年版)」(抄)要約(参考)

(1) 表土除去

除去に当たっては、のり面を安全な傾斜に保持し、除去の範囲は、採掘箇所頂端から10m以上(水平距離)とするが、更に地形及び土質等を十分に考慮して必要に応じて拡張すること。

(2) 保全区域

隣地との境界線から表土を除去するのり肩までの水平距離（保全距離）は、原則5m以上とする。

保全区域に接する表土を除去した後ののり面は、40°以下でかつ安全な傾斜とする。

※ 森林法に基づき残置森林等を設ける場合は、本規定と森林法の規定を満足すること。

(3) 転落石防止施設

起砕岩石、表土等が隣地に崩落するおそれのある箇所には、金網、土えん堤、石垣、コンクリートよう壁等、十分に効果のある転落石防止施設を設けること。

(4) 採掘方法

階段採掘法（ベンチカット法）を採用することとし、傾斜面採掘法、坑道式発破法等は原則として行わないこと。

採掘中に形成される残壁は、永久又は仮の存置いずれの場合においても、適当な採掘高さ以下毎に小段を設け、安全を保持し得る平均傾斜とすること。

既存の採取場であって、傾斜面採掘法、坑道式発破法等による岩石採取を行っている場合には、速やかにベンチカット法へ移行すること。

種 別	ベンチ高	ベンチ幅	総垂直高	傾 斜 (掘削面)	掘削中の残壁 形 態
砕 石	15 m以下	(通常の場合) $W = S + R$		75° 以下	高さ20m毎に2m以上の小段を設ける。 平均傾斜60° 以下
		(ベンチ幅が十分にとれない場合) $W = R^{\wedge}$			
石 材	20 m以下 1回の切断 は5m以下	$W = R$			高さ20m毎に2m以上の小段を設ける。 平均傾斜70° 以下
風 化 岩 石	5 m以下	$W = S + R$	50m以下	45° 以下	高さ5m毎に2m以上の小段を設ける。 平均傾斜35° 以下
工業用原料	岩質、採掘条件に応じて砕石、石材、風化岩石を準用				

S：起砕岩石の広がり幅

R：使用機械が安全に作業できる幅

$R^{\wedge}$ ：使用する履带式機械が安全に作業できる幅

(参考1) 使用機械が安全に作業できる幅（R）の目安

使用機械の種類	安全に作業できる幅（R）
油圧ショベル等	最大掘削半径（バケット旋回半径）の2倍以上
ダンプトラック等	最小回転半径の2倍以上

(参考2) 地形、その他の理由によりベンチ幅（ $R^{\wedge}$ ）が十分にとれない場合の目安

履带式機械の種類	最低限確保すべき幅（ $R^{\wedge}$ ）
油圧ショベル等	最大掘削半径（バケット旋回半径）の2倍以上
ブルドーザ等	最小回転半径の2倍以上

(5) 廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土のたい積の方法

廃土、廃石、脱水ケーキ及び脱水ケーキの処理土のたい積は、原則として水平層状たい積法によることとし、次の各号のとおり措置すること。ただし、掘り下がり採石場跡地にたい積する場合にあっては適用しない。

- (a) 1回の積上げ高さは1 m以下とし、十分に締め固めを行った後に、上層の積上げを行うこと。
- (b) 高さ10m以内毎に幅2 m以上の小段を設けること。

(6) 採掘終了時の措置

種 別	措 置
砕 石	20m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設けること。 残壁の平均傾斜は60° 以下とすること。
石 材	20m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設けること。 残壁の平均傾斜は70° 以下とすること。
風 化 岩 石	5 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設けること。 残壁の平均傾斜は35° 以下とすること。
工業用原料	岩質、採掘条件に応じて砕石、石材、風化岩石を準用

※ 採石法42条の2における協議については、法面の安定が他の基準により確認できる場合に限り、上記の措置にはよらないものとする。

(7) 緑化

採取跡地は、他用途に活用する計画がある場合等を除き、原則として順次緑化すること。

採取跡地の緑化の目的が、水土保全、環境保全、景観保全、生態系保全のどの機能を主とするか判断し、かつ、できるだけこれらの機能を併せもつよう緑化すること。

適用植物は、気象条件、土壌条件等を考慮し、復元すべき目標（高木、低木、草本、つるなど特殊樹草）を決めてから選定すること。ただし、草本の単純群落は防災上、景観上、好ましくないので、可能な限り木本を併用すること。

緑化は1回の施行だけで完成するものではないので、追肥、不成功地への補植、次代の適用木の植栽等を随時行うこと。

(8) 維持管理

採取終了後も跡地処理工事後が安定するまで、又は採取跡地の管理責任が消滅するまで、採取跡地の状況について点検、管理を行うこと。

14 採石技術指導基準書（平成15年版）の取扱い

- (1) 「採石技術指導基準書（平成15年版）」の「1 採掘の方法」の表記中、**R（使用機械が安全に作業できる幅）及びR'（使用する履带式機械が安全に作業できる幅）は、5m以上とする。**

従って、採掘中のベンチ幅は下表のとおりとする。

種 別	掘 削 中 の ベ ン チ 幅 W	備 考
砕 石	(通常の場合) $W = S$ (起砕岩石の広がり幅) + R (使用機械が安全に作業できる幅)	$W = S + (5\text{m以上})$
	(ベンチ幅が十分に取れない場合) $W = R'$ (使用する履带式機械が安全に作業できる幅)	$W = (5\text{m以上})$
石 材	$W = R$ (使用機械が安全に作業できる幅)	$W = (5\text{m以上})$
風 化 岩 石	$W = S$ (起砕岩石の広がり幅) + R (使用機械が安全に作業できる幅)	$W = S + (5\text{m以上})$
工業用原料	岩質、採掘条件に応じて砕石、石材、風化岩石を準用	

※ 採石法42条の2における協議については、法面の施工方法が他の基準により安全が確認できる場合に限り、上記の数式にはよらないものとする。

- (2) **R（使用機械が安全に作業できる幅）及びR'（使用する履带式機械が安全に作業できる幅）を5m以上と定める理由**

ア 本県の採石場におけるベンチ幅の実態は5m～10mがほとんどであり、採掘方法の大幅変更が伴うベンチ幅の増加は、現実として対応不可能であること。

イ 重機性能の向上により、起砕岩石の広がり幅も有効な作業幅として利用されており、「R（R'）＝5m以上」が、著しく安全を損ねた幅と認められないこと。（近年においてベンチ幅不足の転落事故は発生していない。）

15 認可期間満了のお知らせ

認可期間満了日の概ね3ヶ月前に、認可業者に対して「認可期間満了のお知らせ」（事務処理様式第16号）により通知し、認可業者に採石場を継続又は廃止のどちらかを選択させ、現認可期間内に所要の手続を行わせること。

なお、期間内に跡地整理又は継続手続が完了することが明らかであると認められる場合は、省略できるものとする。

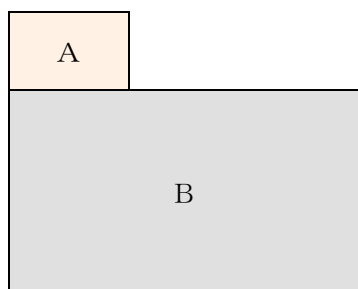
別紙 変更事項の取扱いについて

1 新規認可扱い（認可申請 手数料 51,800 円）

(1) 事業区域面積の増加（拡張）

<例>

既認可事業区域B（認可期間中）にA区域を拡張する場合



① パターン1

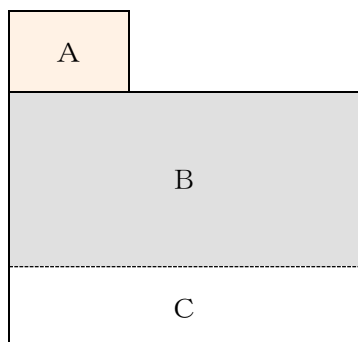
A区域（拡張区域）のみの申請

認可期間 A区域の認可期間は、既認可事業区域Bと同じ（B区域の残存認可期間）

② パターン2

A + B区域の申請（既存区域B区域も含め申請）

認可期間 A、Bとも新規期間（新たな期間設定）



③ パターン3

A拡張区域

B既認可事業区域

C既認可事業区域（終掘区域）

A + B区域の申請（既存区域B区域を含め、更に終掘区域Cを減区した申請）

減区予定区域であるCについては、変更届出（事業区域面積の縮小）の例にならい、C区域を採取場から減区する手順を経た上で、A + B区域の申請を受けるものとする。

2 変更認可扱い（変更認可申請 手数料 33,200 円）

(1) 事業区域内の利用区分の変更

<例>

既認可事業区域A内の用途区分を変更する場合

① パターン1

A事業区域

a採取区域

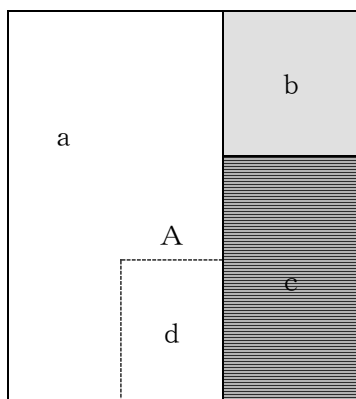
b堆積場区域

c破碎選別施設区域

d破碎選別施設区域（拡張区域）

認可事業区域A内において破碎選別施設区域cを拡張（拡張区域d）すること。

認可期間 変更なし



(2) 破碎選別施設、沈澱池等の機械、施設の配置の変更

最近、移動式破碎機械の導入が増えており、事業区域内の用途区分のうち採取区域と破碎選別施設区域の区分判断が困難な場合があるが、あくまでも固定式の破碎選別施設の設置場所を破碎選別施設区域とする。

従って移動式破碎機械が採取区域内にある場合でも採取区域として区分する。

3 変更届出

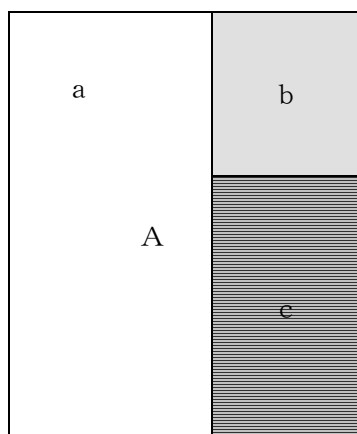
(1) 採取、破碎選別機械の変更

機械の種類・台数に変更がなければ変更届出扱いとする。

処理能力がアップした機械の入替えでも届出扱いとする。

(2) 事業区域面積の縮小

稀なケースではあるが、最終採掘形状等その他の事項に変更がなく面積のみを縮小する場合



<例>

A 事業区域

a 採取区域

b 堆積場区域

c 採取・跡地整理完了区域（縮小区域）

採取場において、一部の採掘が終了し、認可採取計画どおりに跡地整理も終了した区域を、採石場以外の目的使用するため、認可採取計画区域を縮小する場合

土木工事会社を兼業している業者が、平地となった区域を資材置場等に利用する場合。

※ なお、縮小する部分が採取中の採石場に影響・支障を与えない、採石災害の起因とならない（跡地整理が完了している）と認められる場合のみである。

※ 変更届出に一部廃止したことを記載させ、c 部分については跡地整理が終了していることを確認するものとする。

岩石採取計画（変更）認可申請審査票

1 認可申請書（申請様式第1号）

申請者

受理番号

審査項目等	適否欄	備考
(1) 手数料 [手数料条例] ☒ 規定の領収書等を貼付しているか。 ☐ 採取計画認可（法33条） …… 51,800 円 ☐ 採取計画変更認可（法33条5） … 33,200 円	適 ・ 否	
(2) 申請年月日 ☒ 記入の有無、提出月日と著しい相違がないか。 （概ね1週間以上相違する場合は、原則として訂正させること。）	適 ・ 否	
(3) 申請先 ☒ 市長あてとなっているか。	適 ・ 否	
(4) 氏名又は名称及び住所、法人にあっては代表者氏名 [法32条2] ☒ 申請時の登録状況と相違はないか。 （登録証の写し又は登録台帳との照合） ☒ ※ 相違がある場合は審査保留	適 ・ 否	
(5) 登録の年月日及び番号 [法32条3] ☒ 正しく記載されているか。 （登録証写しとの照合）	適 ・ 否	

2 採取計画書（申請様式第5号）

審査項目	適否欄	備考
(1) 岩石採取場区域 [法33条2-1] ☒ 所在地番、地目が正しく記載されているか。 （所在地番、地目を土地の登記事項証明書、公図の写しと照合） ☒ 区域面積が求積図と合致しているか。 （求積図との照合） ☒ ※ 区域 … 保全区域（残置森林等）を含む。 ☒ 掘削面積が求積図と合致しているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(2) 岩石の種類及び数量 [法33条2-2] ☒ 岩石の種類は適当であるか。 ☒ 採取計画量が立積計算書と合致しているか。 ☒ 比重は適正であるか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	

審 査 項 目	適 否 欄	備 考
(3) 期間 [法33条2-2]	◎ 砕骨材の場合 ① 新規採取場の場合 ア 誓約書が添付されている場合 3年以内 イ ア以外..... 1年以内 ② 第1回目の認可更新時 ア 誓約書が添付されている場合 4年以内 イ ア以外..... 1. 5年以内 ③ 第2回目以降の認可更新時 ア 岩手県採石工業組合の長の誓約書が添付されている場合..... 5年以内 イ 誓約者2名以上の誓約書が添付されている場合 4年以内 ウ (ア・イ) 以外の場合..... 3年以内 ④ 第3回目以降の認可更新時 ア 岩手県採石工業組合の長の誓約書が添付されている場合..... 6年以内 イ 誓約者2名以上の誓約書が添付されている場合 4年以内 ウ (ア・イ) 以外の場合..... 3年以内 ※ ただし、④のア及びイについては、岩手県採石工業組合の長が跡地整理を保証する期間を超えないものとする。 ◎ 石材（墓石、真砂土等の風化岩石）の場合 ① 岩手県陸砂利工業組合の長の誓約書が添付されている場合（申請者が岩手県陸砂利工業組合員であり、かつ風化花崗岩等（真砂土等）を申請者本人の砂利採取の埋戻土として使用する場合のみ） 3年以内 （新規採取場の場合を含む） ② 誓約者2名以上の誓約書が添付されている場合 3年以内 （新規採取場の場合を含む） ③ ①・② 以外の場合..... 1年以内 （新規採取場の場合を含む） また、前回の認可期間内に採石災害等が発生し又は発生するおそれが認められたことにより、採石法に関して始末書の提出を伴う指導又は行政処分を受けた者の更新時の認可期間は前回の認可期間に0. 5を乗じた期間以内 上記指導を受けた日から1年を経過しない者から、当該指導等を受けた採取場と異なる採取場について申請があった場合の認可期間は上記の期間に0. 5を乗じた期間以内	適 ・ 否 年間 適 ・ 否

審 査 項 目	適 否 欄	備 考
(4) 岩石の採取方法及び採取のための設備その他施設に関する事項	◎ 採掘方法について記載内容を確認。 ◎ 採掘の概要は、採掘方法に応じて記載されているか。 ◎ 採掘手段は、機械の名称、規格、台数が記載されているか。 ◎ 火薬使用 □有・□無 種類、使用予定数量が記載されているか。 ◎ 小割機使用 □有・□無 機械の名称、規格、台数が記載されているか。 (破碎選別機械等配置図により確認) ◎ 水洗 □有・□無 平均使用料及び水源等が記載されているか。 ◎ 運搬機械は、名称、規格、台数が記載されているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
(5) 岩石採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項	◎ 土地の崩壊、流失又は亀裂の防止措置は適正か [掘削勾配 度、階段の高さ m、 階段巾 m] ◎ 騒音災害の防止措置は適正か。 [] ◎ 振動災害の防止措置は適正か。 [] ◎ 粉じん災害の防止措置は適正か。 [] ◎ 飛石災害の防止措置は適切か。 [] ◎ 汚濁水の流出防止措置は適正か。 [] ◎ 廃土又は廃石 □有・□無 流出防止措置は適正か。 [] ◎ 脱水ケーキ堆積場 □有・□無 堆積場の位置、面積、堆積数量の記載があるか 堆積方法 [] 安定計算方法及び計算結果 [計算法] 安全率が1.2以上あるか 安定計算によらない場合の記載があるか	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

審 査 項 目	適 否 欄	備 考
◎ 採取終了時における岩石採取場跡地の措置 最終残壁、小段の状況は適正か 〔勾配 度、 小段の高さ m、 小段の巾 m〕 緑化計画は適正か 保安区域、災害防止のための防護措置等は適正か 採掘完了後の土地の用途を確認	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(6) 岩石の賦存の状況	◎ 記載内容を確認。	適 ・ 否
(7) 採取する岩石の用途	◎ 記載内容について確認。 (採取数量との合致するか。)	適 ・ 否
(8) 廃土又は廃石の堆積方法	◎ 堆積場 ☐有・☐無 堆積場の位置、面積、堆積数量の記載があるか ◎ 堆積方法 〔 〕 ◎ 安定計算方法及び計算結果 〔計算法 〕 安全率が1.2以上あるか 安定計算によらない場合の記載があるか	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考														
(1) 業務管理者に関する事項	◎ 事務所の名称、住所、業務管理者氏名、電話番号の記載があるか。 業務管理者の住民票が県外もしくは遠距離の場合、監督を行う場合の生活拠点地について追加資料を求め、生活拠点地の住所からの移動時間を考慮したうえで、監督指導時間を確保しているか確認する。 ◎ 業務管理者は有資格者か。 (試験合格証又は認定証で確認) ◎ 業務管理者は登録者か。 (登録証の写し又は登録台帳で確認)															
(2) 【監督計画書】 [規則第8条15-2-6]	◎ 事務所の名称及び監督場所が記載されているか ◎ 監督者は業務管理者と合致しているか。 ◎ 監督指導計画内容が適正か。 住民票の住所（生活拠点地の住所）からの移動時間を考慮したうえで、監督指導時間を確保しているか。	管理者氏名														
(3) 岩石運搬方法等	◎ 記載内容は適正か。															
(4) 事業区域外の関連施設	◎ 記載内容は適正か。															
(5) 災害防止施設設備計画	◎ 記載内容は適正か。															
(6) 資金計画 [規則第8条15-2-10]	◎ 資金計画は適正か。 〔参考〕※特定災害防止準備金制度（資源エネルギー庁所管）における採石災害防止費用の見積額認定の基礎となる工種別上限単価 ※平成24年3月31日付けで廃止 <table><tr><th>工事の種類</th><th>工事単価</th></tr><tr><td>ベンチ整形</td><td>1,830円/㎡</td></tr><tr><td>ベンチ植栽</td><td>553円/㎡</td></tr><tr><td>平坦地埋戻し及び植栽</td><td>343円/㎡</td></tr><tr><td>剥土部法面整形</td><td>703円/㎡</td></tr><tr><td>剥土部種子吹付け</td><td>268円/㎡</td></tr><tr><td>排水溝施設</td><td>8,472円/m</td></tr></table>	工事の種類	工事単価	ベンチ整形	1,830円/㎡	ベンチ植栽	553円/㎡	平坦地埋戻し及び植栽	343円/㎡	剥土部法面整形	703円/㎡	剥土部種子吹付け	268円/㎡	排水溝施設	8,472円/m	
工事の種類	工事単価															
ベンチ整形	1,830円/㎡															
ベンチ植栽	553円/㎡															
平坦地埋戻し及び植栽	343円/㎡															
剥土部法面整形	703円/㎡															
剥土部種子吹付け	268円/㎡															
排水溝施設	8,472円/m															

3 1

32

審 査 項 目 等		適 否 欄	備 考
	【許認可が必要な場合の主要事例】 ☐ 農地法関係 ☐ 転用許可申請書の写し ☐ 適用除外証明書の写し ① 自己所有地 … 第4条許可申請 ② 他人所有地 … 第5条許可申請 ③ 市街化地域 … 農業委員会への届出 (※登記簿上の地目が農地であっても現況が農地とみなされない場合は、農業委員会による農地法適用除外証明書の写し) ☐ 森林法 ☐ 許可証の写し (又は) ☐ 許可申請書の写し ☐ 農振法関係 「農業振興地域の整備に関する法律」の…………… ☐ 許可証の写し (又は) ☐ 許可申請書の写し ☐ 河川法関係 ☐ 占用許可証の写し ① 河川から取水 …………… 第23条許可 ② 河川区域内土地占有 … 第24条許可 ☐ 道路法関係 ☐ 許可証の写し ・新規に公道への取付道路を設置…第32条、第24条許可	要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否) 要 ・ 否 (適・否)	
(5) 【搬出方法及び国道又は県道に至るまでの搬出経路を記載した書面等】 [規則第8条15-2-9]	◎ 適正に記載されているか。 ◎ 通行する道路の維持管理方法が適正であるか。 ※ 搬出経路は、見取図に合わせて記載すること。	適 ・ 否 適 ・ 否	
(6) 隣接土地所有者、使用者の同意書 岩石を採取することについて、採取場に隣接する土地所有者及び使用者の同意書 (残置森林等によって隣接地と30m以上離れている場合は不要)	☐ 同意書 ☐ 説明書 ◎ 同意書中に採取地の土地が明示されているか。 ◎ 同意書中に採取業者 (申請者) が明示されているか。 (隣接土地所有者は公図面で確認) ※ やむを得ない理由により同意書を添付できない場合は、理由を説明した書面が添付され、その理由は妥当と認められるか。	適 ・ 否 適 ・ 否	
(7) 【県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出書】 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による届出書 [規則第8条15-2-11]	◎ 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 (平成 13 年岩手県条例第 71 号) の規定により届出を行っている場合は、当該届出書の写し	該当の有無 有 ・ 無 (適・否)	

審 査 項 目 等		適 否 欄	備 考
(1) 【位置図】 岩石採取場等の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の地図 [規則第8条15-2-1]	◎ 国土地理院発行の 5 万分の 1 の地形図に、次の事項を朱記しているか。 □ 採取場の位置 □ 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場が離れている場合の位置及び運搬経路	適 ・ 否	
(2) 【周辺状況見取図】 岩石採取場及びその周辺状況を示す見取図 [規則第8条15-2-2]	◎ 事業区域及び採取区域を朱線で囲んでいるか。 ◎ 主要道路に至るまでの搬出経路を表示しているか。 ◎ 採取場付近、概ね 300m 以内にある次のものを表示しているか。 ① 人 家、 ② 教育施設、 ③ 農 地、 ④ 農業用施設、 ⑤ 道路その他の公共施設	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(3) 【現況地形図】 [規則第8条15-2-3]	縮尺：500 分の 1 から 1,000 分の 1 (平面図関係同じ) ◎ 切羽、破碎選別機械、堆積場(廃土・廃石・脱水ケーキ)の位置の表示があるか。 ◎ 沈殿池及び排水施設等の位置の表示があるか。 ◎ 事業区域及び保全区域の表示があるか。 ◎ 縦横断測点の表示があるか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(4) 【全体計画平面図】 全体計画終了後の状況を表示した図面 [規則第8条15-2-3]	◎ 事業区域及び保全区域が適正に表示及び配置されているか。 ◎ 縦横断測点の表示があるか。 ◎ 最終残壁は適正となっているか。 ※ 採石技術指導基準により確認。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	
(5) 【今期計画平面図】 当期認可期間満了時の状況を表示した図面 [規則第8条15-2-3]	◎ 切羽、破碎選別機械、堆積場の位置が適正に表示されているか。 ※ 破碎選別機械については、名称、能力(規格)、台数の一覧表を作成し、当平面図と対比できるようにしているか。 ※ 堆積場については、土石の流出防止措置(施設)の図示があるか。(脱水ケーキを堆積させる場合も同様に図示しているか) ◎ 沈殿池及び排水施設等の位置の表示があるか。 ※ 流水方向が図示されているか。 ◎ 縦横断測点の表示があるか。 ◎ 取付道路(出入口)、標識の設置位置の表示があるか。 ◎ 基準点(B・M)の位置及び高さの表示があるか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
[破砕選別施設、廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場が離れている場合]	◎ 破砕選別施設について以下の事項が図示されているか。 ☐ 事業区域から周辺30m程度の状況 ☐ 沈殿池及び排水施設等の位置 ※ 流水方向が図示されているか。 ☐ 取付道路（出入口）、標識の設置位置	適 ・ 否
	◎ 廃土・廃石堆積場について以下の事項が図示されているか。 ☐ 事業区域から周囲100m程度の状況 ☐ 沈殿池及び排水施設等の位置 ※ 流水方向が図示されているか。 ☐ 取付道路（出入口）、標識の設置位置 ☐ 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点（B・M）の高さ ※ 縦断面図に図示されているか。 ☐ 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場の流出防止措置（施設）	適 ・ 否
(6) 【実測縦断面図】 掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図 [規則第8条15-2-4]	◎ 当該申請に係る部分を黄塗りとした上で、次の事項を図示すること。 〔 縮尺：縦方向 200 分の 1 から 500 分の 1 横方向 500 分の 1 から 1,000 分の 1 〕 ☐ 事業区域から周囲 50m程度の状況 ※ 事業区域境線及び近接する道路、河川、水路、堤防及びそれらの土地等との高低の関係が図示されているか。 ☐ 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点（B・M）の高さ ☐ 事業区域及び保全区域 ☐ 切羽の傾斜角度、小段の高さ及び小段幅 ☐ 測線上の沈殿池、道路及び水路等施設の位置	適 ・ 否
	◎ 近接して河川が存在する場合、計画高水位（HWL）が記載されているか。 ※ 距離（H）と高さ（V）の縮尺が図示と異なっている場合があるので注意を要する。	適 ・ 否
	◎ 平面図と整合しているか。（平面図との照合）	適 ・ 否

審 査 項 目 等		適 否 欄	備 考
(7) 【実測横断面図】 掘削又は切土に係る土地の実測横断面図 [規則第8条15-2-4]	◎ 当該申請に係る部分を黄塗りとした上で、次の事項を図示すること。 〔縮尺：縦方向 200 分の 1 から 500 分の 1 横方向 500 分の 1 から 1,000 分の 1〕 ☐ 事業区域から周囲 50m 程度の状況 ※ 事業区域及び近接する道路、河川、水路、堤防及びそれらの土地等との高低の関係が図示されているか。 ☐ 採取岩石及び表土の断面積 ☐ 事業区域及び保全区域 ☐ 切羽の傾斜角度、小段の高さ及び小段幅 ☐ 測線上にある沈殿池、道路及び水路等施設の位置 ◎ 近接して河川が存在する場合、計画高水位（HWL）が記載されているか。また、最低一測点が対岸までの実測横断面図となっているか。 ※ 距離（H）と高さ（V）の縮尺が図示と異なっている場合があるので注意を要する。 ◎ 平面図と整合しているか。 (平面図との照合、土量計算書検算) ◎ 破碎選別施設について以下の事項が図示されているか。 ☐ 事業区域から周辺30m程度の状況 ☐ 測線上にある沈殿池、道路及び水路等施設の位置 ☐ 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点（B・M）の高さ ※ 縦断面図に図示のこと。 ◎ 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場について以下の事項が図示されているか。 ☐ 事業区域から周囲100m程度の状況 ☐ 堆積場の法勾配及び小段幅 ☐ 測点の位置、単距離、追加距離、地盤高、計画高及び基準点（B・M）の高さ ※ 縦断面図に図示のこと。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否	

審 査 項 目 等	適 否 欄	備 考
(8) 写真	◎ 採取場全体がわかる写真であるか。 ◎ 採取区域を朱線で囲んでいるか。	適 ・ 否 適 ・ 否
(9) 公図の写し	◎ 次の事項を図示すること。 ☐ 事業区域（朱線で囲むこと。）及び事業区域内の各地番ごとの所有権者の氏名、地目等 ☐ 道路の名称、水路の表示 ☐ 出入口（朱書きのこと。） ☐ 隣接地の所有権者の氏名、地目等 ☐ 謄写年月日、謄写人氏名、謄写人の捺印 ※ 所有権者は登記名義人とする。 ※ 公図面と現況が異なる場合は、現況を記載した図面を公図面に代えて提出すること。	適 ・ 否
(10) 求積図 採取区域、保安区域及びその他の区域に係る求積図	求積は原則として、三斜法によることとするが、次の計算方法でもよい。 （縮尺：原則として 500 分の 1 から 1,000 分の 1） ① パソコン等の座標による面積計算 （計算表の提出） ② 記録式プランメーターによる面積計算 （同一断面を 3 回以上測定し、その平均値を断面積とする。…記録紙の写しを提出） ◎ 以下の区分に応じて求積されているか。 ☐ 保全区域（残置森林を含む） ☐ 採取区域（当該申請区域、将来計画区域別に求積のこと） ☐ 破碎選別施設用地（付随する製品置場を含む） ☐ 廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場 ☐ その他（単独の製品置場、事務所等付属施設） ◎ 面積計算、集計に誤りはないか。	適 ・ 否 適 ・ 否
(11) 採取岩石及び廃土・廃石・に係る立積計算書	◎ 計算、集計に誤りはないか。 ※ 採取数量はトン換算とする。 ※ 計算方法は、求積図と同じ。	適 ・ 否
(12) 発破規格図	◎ 採取時の切羽の高さ、小段幅、最小抵抗線、削孔の径、長さ方向及び 1 孔あたりの装薬量が図示されているか。	適 ・ 否

審 査 項 目 等		適 否 欄	備 考
(13) 沈殿池、水路等の構造図 (廃土・廃石・脱水ケーキ堆積場についても同様)	◎ 設計計算書が添付されているか。 (採石技術指導基準に基づき審査) ※ 洗浄工程がある場合には、その系統図も添付されているか。	適 ・ 否	
(14) 採取跡地整理計画図	◎ 採掘終了時の小段の高さ、段数、幅、掘削勾配及び残壁の平均勾配が図示されているか。 ◎ 緑化計画が平面図に図示されているか。	適 ・ 否 適 ・ 否	
(15) その他	◎ その他 市長が必要と認める書類	適 ・ 否	
関係機関意見 ☐ 林務部 ☐ 農政部 ☐ 保健福祉環境部 ☐ 土木部	条件 ☐ 有・ ☐ 無 () 条件 ☐ 有・ ☐ 無 () 条件 ☐ 有・ ☐ 無 () 条件 ☐ 有・ ☐ 無 ()	適 ・ 否 適 ・ 否	
審査結果		適 ・ 否	

岩石（砂利）採取計画認可に係る届出受理チェックリスト

届出者

認可番号 年 月 日付け第 ー 号

	審 査 項 目	適 否 欄	摘 要
着 手 報 告 書	1 届出書の様式及び記載内容の確認	適 ・ 否	
	2 添付書類 (1) 写真（標識・防護柵が確認できること）	適 ・ 否	
	(2) 工程表（認可期間等から工程が適当か）	適 ・ 否	
廃 止 届	1 届出書の様式及び記載内容の確認	適 ・ 否	
	2 添付書類 ・ 写真（跡地の整理等の状況確認）	適 ・ 否	
	3 現地調査又は組合災害防止委員の確認	適 ・ 否	
変 更 届	1 届出書の様式及び記載内容の確認	適 ・ 否	
	2 変更の内容が届出の要件に該当するかどうかの確認 ・ 採取機械の変更で、同程度の能力の機械と置き換える場合 ・ 洗浄施設又は破碎機械の変更で、同程度の能力の機械と置換える場合 ・ 変更届提出にあたっての跡地整理の履行の誓約を行うことに関する同意書 ・ その他市長が適当と認めるもの	適 ・ 否	
審 査 結 果		適 ・ 否	

(参考) 土地関係諸法令の開発規制一覧

法 律 名	規制の対象となる内容	許 認 可 者 (申請種別)	県庁の 担当課	根拠条文
国土利用計画法	一定の面積以上の一団の土地について、売買等の取引（予約を含む。）をしようとした場合	知事（届出） ※市町村経由	環境保全課	第 23 条
都市計画法	1. 線引き都市計画区域内における開発行為をしようとするとき（市街化区域内においては 1,000 m ² 以上） 2. 非線引き都市計画区域内における 3,000 m ² 以上の開発行為をしようとするとき 3. 都市計画区域外における 1 ha 以上の開発行為をしようとするとき	知事又は盛岡市長（許可）	都市計画課	第 29 条
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内において開発行為をしようとするとき	知事（許可）	農業振興課	第 15 条の 2
農 地 法	1. 農地を農地以外のものに転用するとき（4 ha 以下のとき） 2. 同上（4 ha を超えるとき）	知事（許可） 農林水産大臣（許可）	農業振興課	第 4 条 第 5 条
森 林 法	1. 森林地域（地域森林計画対象民有林）内での開発行為で 1 ha を超えるもの 2. 保安林内において行為をしようとするとき 3. 保安林の指定を解除するとき（1～3号保安林） 4. 保安林の指定を解除するとき（4号以下保安林）	知事（許可） 〃（〃） 〃（届出） 農林水産大臣（解除） 知事（〃）	森林保全課	第 10 条の 2 第 34 条 第 34 条の 2 第 26 条 第 26 条の 2
自 然 公 園 法	1. 国立公園（又は国定公園）の特別地域、特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき 2. 国立公園（又は国定公園）の普通地域内で一定の行為をしようとするとき	環境大臣又は知事（許可） 環境大臣又は知事（届出）	自然保護課	第 20 条 第 21 条 第 33 条
岩手県立自然公園条例	1. 県立自然公園特別地域内で一定の行為をしようとするとき 2. 県立自然公園普通地域内で一定の行為をしようとするとき	知事（許可） 〃（届出）	〃	第 10 条 第 12 条
自然環境保全法	1. 国指定自然環境保全地域特別地区内で一定の行為をしようとするとき 2. 国指定自然環境保全地域普通地区内で一定の行為をしようとするとき	環境大臣（許可） 〃（届出）	〃	第 25, 26 条 第 28 条
岩手県自然環境保全条例	1. 県自然環境保全地域特別地区内で一定の行為をしようとする	知事（許可）	自然保護課	第 15, 16 条

	とき 2. 県自然環境保全地域普通地区内で一定の行為をしようとするとき とき 3. 県環境緑地保全地域内で一定の行為をしようとするとき 4. 大規模開発行為をしようとするとき	〃 (届出) 〃 (届出) 〃 (届出)		第 17 条 第 23 条 第 25 条
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	(国 設) 鳥獣保護区特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき (県 設) 鳥獣保護区特別保護地区内で一定の行為をしようとするとき	環境大臣 (許可) 知事 (許可)	〃	第 29 条第 7 項
文化財保護法	1. 重要文化財 (国宝を含む。) に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき 2. 周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為をしようとするとき 3. 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき	文化庁長官 又は県教育委員会 又は指定都市等教育委員会 (許可) 県教育委員会 (届出) 文化庁長官 又は県教育委員会 又は市教育委員会 (許可)	教育委員会 生涯学習文化課	第 43 条 第 93 条 第 125 条
港 湾 法	1. 港湾区域内又は港湾隣接区域において一定の行為をしようとするとき 2. 臨港地区内において一定の行為をしようとするとき	港湾管理者 (許可) 〃 (届出)	港湾課	第 37 条 第 38 条の 2
漁港漁場整備法	漁港の区域内の水域又は公共空地において一定の行為をしようとするとき	漁港管理者 (許可)	漁港漁村課	第 39 条
岩手県漁港管理条例	漁港区域内の陸域で知事が指定する区域 (公共空地、甲種漁港施設である土地を除く) において、一定の行為をしようとするとき	知事 (承認)	漁港漁村課	第 4 条
公有水面埋立法	公共水面について埋立をしようとするとき	知事 (免許)	港湾課 河 川 課 漁港漁村課	第 2 条
海 岸 法	1. 海岸保全区域を占用しようとするとき 2. 海岸保全区域内で一定の行為をしようとするとき	海岸管理者 (許可) 〃 (〃)	河 川 課 漁港漁村課 港湾課	第 7 条第 1 項 第 8 条第 1 項
道 路 法	1. 道路に関する工事をしようとするとき 2. 道路敷内において工作物等を設け、継続して道路を使用するとき 3. 道路予定区域内の土地において一定の行為をしようとするとき	道路管理者 (承認) 道路管理者 (許可) 〃 (〃)	道路環境課	第 24 条 第 32 条 第 91 条
河 川 法	1. 河川区域内で一定の行為をしようとするとき 2. 河川保全区域又は河川予定地に	河川管理者 (許可) 〃 (許可)	河 川 課	第 23 条等 第 55 条

	において一定の行為をしようとするとき 3. 河川区域内における土石等の採取をしようとするとき	〃 (〃)		第 57 条 第 25 条
砂 防 法	砂防指定地内で一定の行為をしようとするとき	知事 (許可)	砂防災害課	第 4 条
地すべり等防止法	地すべり等防止区域内で一定の行為をしようとするとき	知事 (許可)	砂防災害課	第 18 条
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内で一定の行為をしようとするとき	知事 (許可)	〃	第 7 条
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	特定開発行為をしようとするとき	知事 (許可)	〃	第 10 条
大気汚染防止法	1. ばい煙発生施設を設置しようとするとき 2. 一般粉じん発生施設を設置しようとするとき 3. 特定粉じん発生施設を設置しようとするとき	知事 (届出) 〃 (〃) 〃 (〃)	環境保全課	第 6 条 第 18 条第 1 項 第 18 条の 6 第 1 項
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	1. ばい煙発生施設を設置しようとするとき 2. 粉じん発生施設を設置しようとするとき	知事 (届出) 知事 (届出)	〃	第 9 条 第 18 条第 1 項
水質汚濁防止法	1. 特定施設を設置しようとするとき 2. 有害物質使用特定施設を設置しようとするとき	知事 (届出) 〃 (〃)	〃	第 5 条
土壌汚染対策法	一定規模以上の面積の土地の形質を変更しようとするとき	知事 (届出)	〃	第 4 条
騒音規制法	1. 特定施設を設置しようとするとき 2. 特定建設作業を実施しようとするとき	市町村長 (届出) 〃 (〃)	〃	第 6 条 第 14 条
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	騒音発生施設を設置するとき	市町村長 (届出) ※知事からの事務委任	〃	第 36 条
悪臭防止法	規制基準の遵守義務	市町村長 (特に定めない)	〃	第 7 条
振動規制法	1. 特定施設を設置しようとするとき 2. 特定建設作業を実施しようとするとき	市町村長 (届出) 〃 (〃)	〃	第 6 条 第 14 条

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	1. 一般廃棄物処理施設を設置しようとするとき 2. 産業廃棄物処理施設を設置しようとするとき	知事 (許可) 〃 (許可)	資源循環推進課	第8条第1項 第15条第1項
循環型地域社会の形成に関する条例	上記及び上記以外の廃棄物処理施設等(条例第2条第8項に規定する施設)を設置しようとするとき	知事 (届出(事前協議))	〃	第24条第1項
火薬類取締法	発破を行うとき(消費や貯蔵等)	知事 (許可)	総合防災室	第11条 第25条
岩手の景観の保全と創造に関する条例	景観計画区域内で一定の行為をしようとするとき	知事 (届出)	都市計画課	第6条
岩手県環境影響評価条例	1. 面積 50ha 以上にわたって岩石等の採取をしようとするとき(第一種事業) 2. 面積 25ha(特別地域 1 ha、普通地域 5 ha)以上 50ha 未満にわたって岩石等の採取をしようとするとき(第二種事業)	知事 (届出) 〃 (〃)	環境保全課	第2条第2項 第2条第3項

産廃施設との兼用

別記6 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程

(目的)

第1 この規程は、資源循環型社会の形成と骨材の安定供給並びに採石業の合理的展開による健全な発達を目的として、採石業に用いる施設等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設として兼用する場合の事務取扱について定めるものとする。

(対象物)

第2 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合、当該施設で取り扱うことのできる廃棄物は次のものに限るものとする。

廃棄物処理法施行令（昭和45年12月23日政令300号）第2条第7号（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）のうちコンクリートくず、第8号（鉱さい）のうち石工品製造業から排出されたもの並びに第9号（がれき類）のうちアスファルト廃材及びコンクリート廃材

(兼用の主体)

第3 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う主体は、当該施設を用いて採石業を営む者に限るものとする。

(対象施設)

第4 採石業に用いる施設等のうち、産業廃棄物の処理に兼用できる施設は、破碎施設、洗浄施設、選別施設及びこれらと一体として機能する付属施設とする。

2 採石業に用いる施設等を兼ねて設置できる産業廃棄物処理施設は、廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に該当する施設のうちがれき類の破碎施設とする。

3 産業廃棄物処理施設へ投入する廃棄物保管施設及び生産される再生材の製品保管施設は兼用を認めない。ただし、生産される再生材の製品保管施設に、支障のない範囲で再生材と新材の混合物及び再生材と混合する目的の新材を保管することは妨げないものとする。

(関係者への事前説明)

第5 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、地権者及び跡地整理誓約者へ十分な説明を行い、了解を得るものとする。

(産業廃棄物処理計画の事前確認)

第6 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続は、別紙手続フローのとおり行うこととし、産業廃棄物処理施設設置の事前相談の際、計画の確認を行うものとする。

(兼用する場合の手続)

第7 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続は、岩石採取計画認可申請に関する書類のほかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書(様式1)
- (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前(変更)協議結果通知書の写し(ただし、岩石採取計画認可の更新に当っては、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し)
- (3) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの(ただし、平面図を除き、岩石採取計画認可の更新に当っては従前と異なる部分のみ添付)
 - ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの
 - ② 施設系統図またはそれに類する図面に兼用する施設等の部分(ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等)を色別して明示したもの
 - ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図

2 岩石採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、氏名等変更届書(採石法事務取扱要領 申請様式第15号)を提出するものとし、氏名等変更届書のほかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書(様式1)
- (2) 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
- (3) 地権者の了解を得たことを証する書面(ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要)
- (4) 跡地整理誓約書
- (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの
 - ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの
 - ② 施設系統図またはそれに類する図面に兼用する施設等の部分(ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等)を色別して明示したもの
 - ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図

3 岩石採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業廃棄物の処理を始める場合であって、採石法事務取扱要領に定める変更認可に該当する行為を同時に行う場合は、岩石採取計画変更認可申請に関する書類のほかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書(様式1)
- (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前(変更)協議結果通知書の写し
- (3) 地権者の了解を得たことを証する書面(ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要)
- (4) 跡地整理誓約書
- (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの
 - ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの
 - ② 施設系統図またはそれに類する図面に兼用する施設等の部分(ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等)を色別して明示したもの
 - ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図

(廃止に関する手続)

第8 岩石採取計画の認可期間中に、産業廃棄物処理施設のみを廃止する場合は、産業廃棄物の処分のための用に供する専用施設を撤去し、廃棄物処理法に定める廃止の手続を行った上で、氏名等変更届書を提出するものとする。

2 産業廃棄物処理施設と兼用している採石場において、採石場のみを廃止する場合は、岩石採取のための用に供する専用施設の跡地整理を行った上で、廃止届を提出するものとする。

(採石業に用いる施設等を既に産業廃棄物の処理に兼用している場合の計画変更等の手続)

第9 採石業に用いる施設等を岩石採取計画の認可(変更認可を含む)を受けて産業廃棄物の処理に兼用している場合の兼用施設に係る変更認可及び軽微な変更の取扱いについては、採石法事務取扱要領の規定を準用するものとする。

(産業廃棄物の処理に係る業務実施状況の記録)

第10 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物の処理時刻及び処理量を帳簿に記録するものとする。

(洗浄施設を兼用する場合の廃水の取扱い)

第11 洗浄施設を兼用する場合は、当該施設からの廃水を別系統で排出するための専用の水路及び沈殿池を設けることとし、岩石採取のための用に供する専用施設からの廃水と混合してはならないものとする。

(産業廃棄物の処分のための用に供する専用施設)

第12 産業廃棄物の処分のための用に供する専用施設(兼用施設と一体として供する専用施設を除く。)については、採取計画認可区域から除外して取り扱うものとする。この場合、岩石採取計画の事業区域面積から、産業廃棄物の処分のための用に供する専用施設に係る面積を減じるものとする。

(災害(公害)防止の取扱い)

第13 兼用施設及び兼用施設と一体として供する専用施設に係る災害(公害)防止に関する取扱いについては、採石法のほか、廃棄物処理法に定める事項の適用を受けるものとする。

(様式1)

採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書

- 1 兼用する施設等の名称等

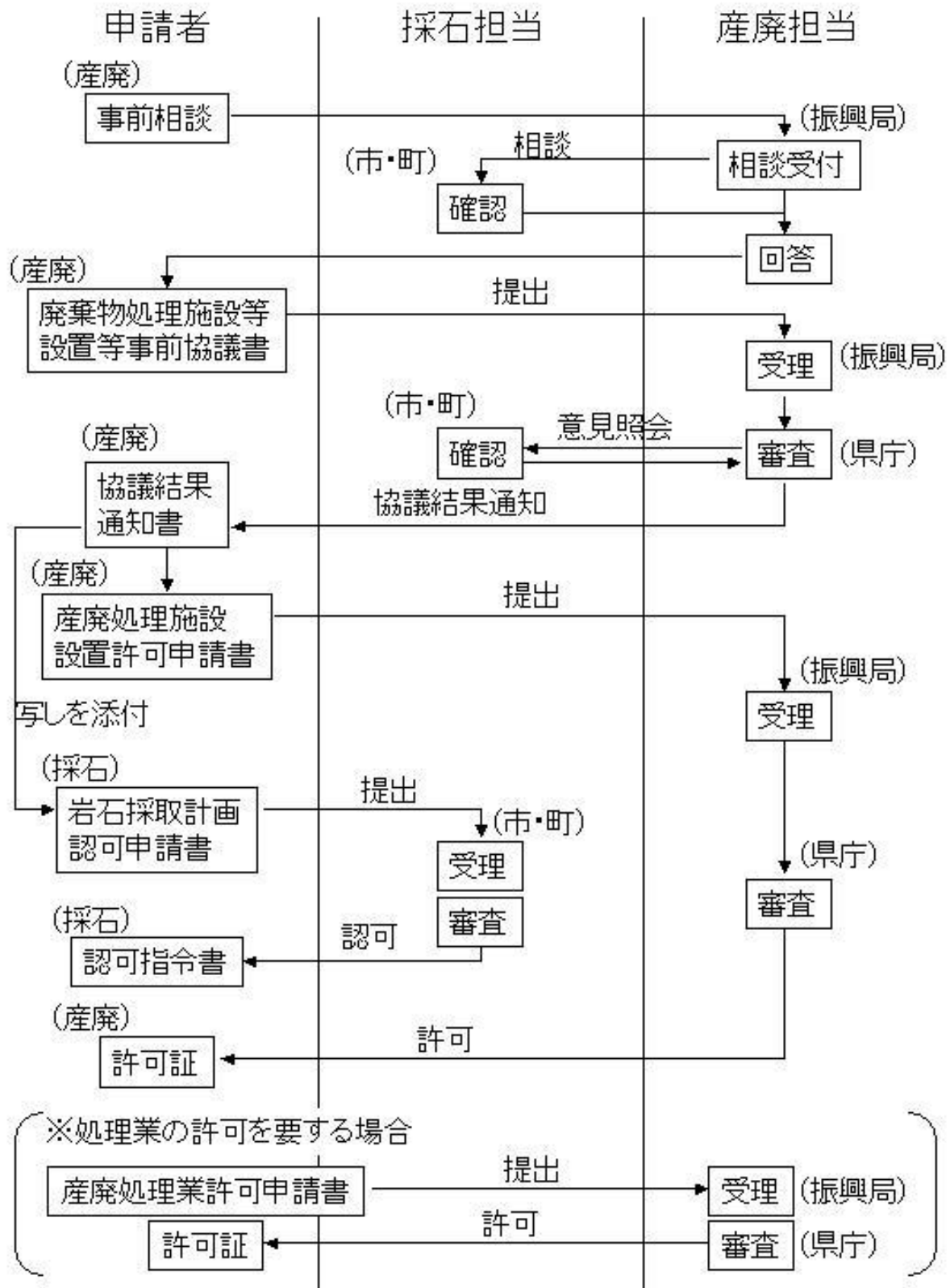
- 2 産業廃棄物の種類、保管場所及び保管量

- 3 生産する製品の種類、保管場所及び保管量

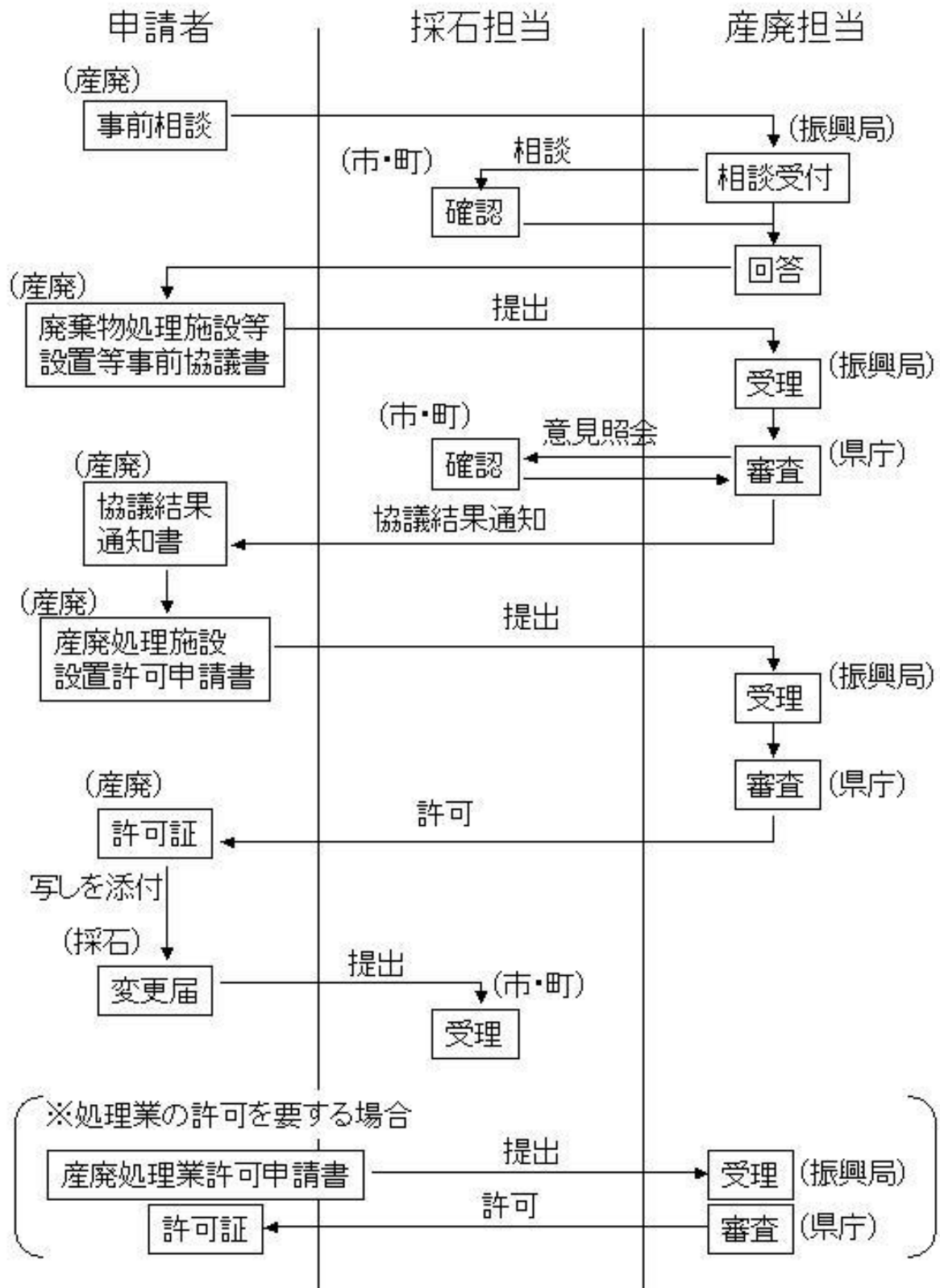
- 4 兼用施設と一体として供する専用施設の規格・能力

- 5 産業廃棄物の処分のための用に供する専用施設の用途、面積（参考）

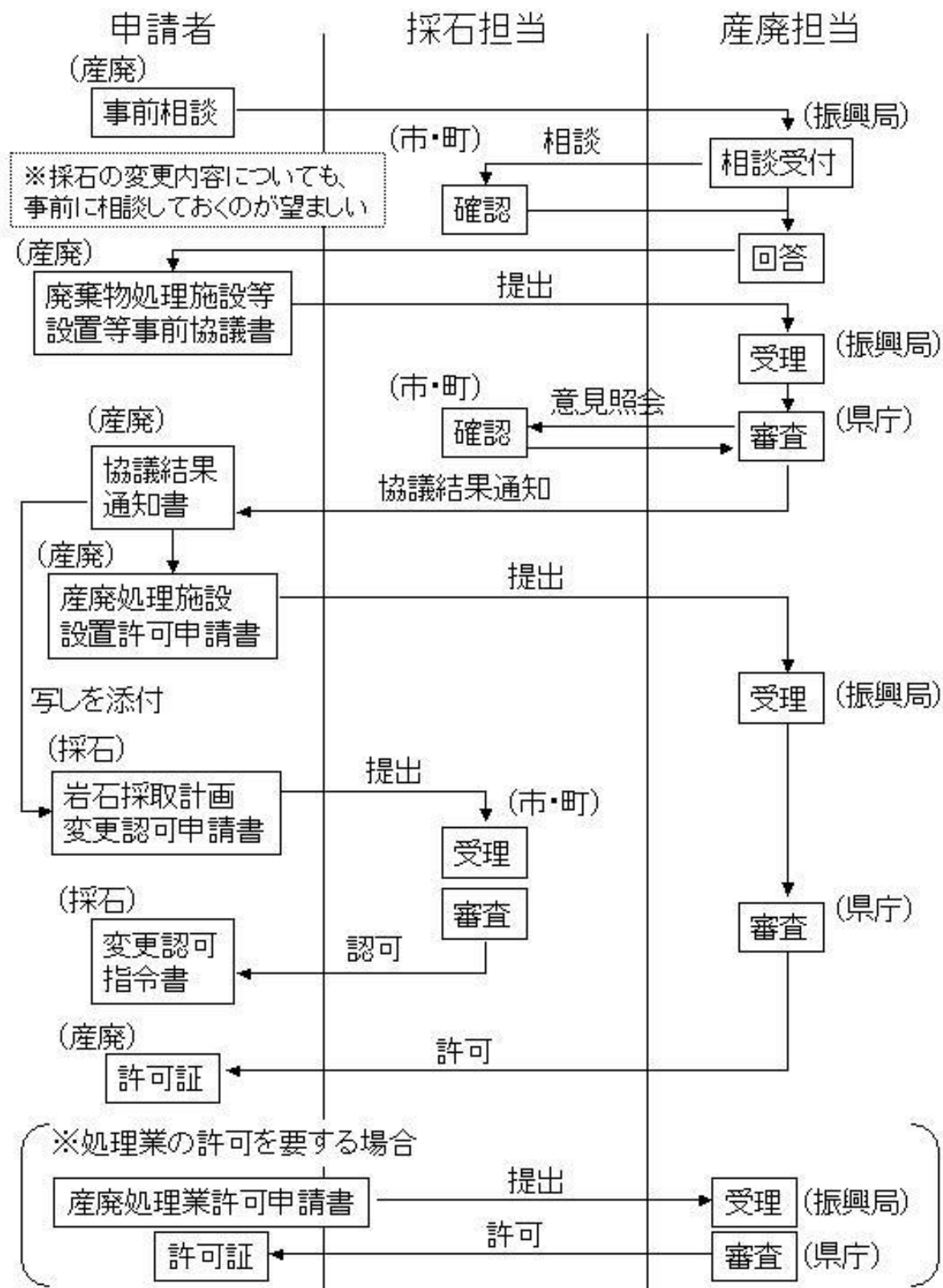
採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の
処理を行う場合の受付フロー(新規、更新)



採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の 処理を行う場合の手続フロー(変更届)



採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の
処理を行う場合の受付フロー(変更認可)



(参考) 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の取扱規程 (解説)

条 文	解説及び特記事項
(目的) 第1 この規程は、資源循環型社会の形成と骨材の安定供給並びに採石業の合理的展開による健全な発達を目的として、採石業に用いる施設等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理施設として兼用する場合の事務取扱について定めるものとする。 (対象物) 第2 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合、当該施設で取り扱うことのできる廃棄物は次のものに限るものとする。 廃棄物処理法施行令（昭和45年12月23日政令300号）第2条第7号（ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず）のうちコンクリートくず、第8号（鉱さい）のうち石工品製造業から排出されたもの並びに第9号（がれき類）のうちアスファルト廃材及びコンクリート廃材 (兼用の主体) 第3 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う主体は、当該施設を用いて採石業を営む者に限るものとする。 (対象施設) 第4 採石業に用いる施設等のうち、産業廃棄物の処理に兼用できる施設は、破碎施設、洗浄施設、選別施設及びこれらと一体として機能する付属施設とする。 2 採石業に用いる施設等を兼ねて設置できる産業廃棄物処理施設は、廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に該当する施設のうちがれき類の破碎施設とする。	(目的) 省略 ※採石法は、施設を他の目的に使用することを想定していないため、本要領に違反したとしても法律に基づく処分は行えないが、採取計画及び処理計画作成の段階で、本要領に沿ったものとなるよう、採石担当と廃棄物担当で話し合い指導すること。 なお、本要領に反する行為が、採石法及び他法令違反にも該当する場合は、当然ながらその法令に基づいて処分を行うこと。 (対象物) 再生骨材の生産を主目的とするため、廃棄物処理の対象物をコンクリート廃材及びアスファルト廃材に限定する。 鉱さいのうち、石工品製造業から排出されたものとは、墓石・碑石の切りくず等である。 (兼用の主体) 省略 (対象施設) 兼用できる対象施設は、破碎施設、洗浄施設及び選別施設とする。ただし、洗浄施設を兼用する場合は、廃水を別系統とし、新材の洗浄水と混合させないようにすること。これは、新材の洗浄工程から産出される沈殿物が、水田等に利用されることがあるためである。（第11参照） 一体として機能する付属施設とは、ホッパー、コンベア等である。 廃棄物担当の審査により担保された施設のみ兼用を認める。したがって、がれき類の破碎施設で5t/日以下の施設や、コンクリートくず、鉱さいのみ破碎を行う場合などは、兼用を認めない。

条 文	解説及び特記事項
3 産業廃棄物処理施設へ投入する廃棄物保管施設及び生産される再生材の製品保管施設は兼用を認めない。ただし、生産される再生材の製品保管施設に、支障のない範囲で再生材と新材の混合物及び再生材と混合する目的の新材を保管することは妨げないものとする。 (関係者への事前説明) 第5 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、地権者及び跡地整理誓約者へ十分な説明を行い、了解を得るものとする。 (産業廃棄物処理計画の事前確認) 第6 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続は、別紙手続フローのとおり行うこととし、産業廃棄物処理施設設置の事前相談の際、計画の確認を行うものとする。 (兼用する場合の手続) 第7 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合の手続は、岩石採取計画認可申請に関する書類のほかに次の書類を提出するものとする。 (1) 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書(様式1) (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前(変更)協議結果通知書の写し(ただし、岩石採取計画認可の更新に当っては、産業廃棄物処理施設設置許可証の写し) (3) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの(ただし、平面図を除き、岩石採取計画認可の更新に当っては従前と異なる部分のみ添付) ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの ② 施設系統図またはそれに類する図面に兼用する施設等の部分(ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等)を色別して明示したもの ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図 2 岩石採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業	採石場内の(新材の)製品置場に再生材を置くことは認めないが、産廃処理場内の(再生材の)製品置場に新材を置くことは認める。 「支障のない範囲」とは、例として、新材を置くことにより再生材のスペースが圧迫され、計画の製品置場外に再生材が置かれるような事態を避ける範囲等が挙げられる。 (関係者への事前説明) 産業廃棄物処理施設を設置することから、関係者への十分な説明が必要である。 ただし、周辺住民、隣接地権者、搬入道路の隣接居住者、放流先水路の管理者及び利水権者については、廃棄物処理施設設置の事前協議にあたって事前説明することとなっているため、本要領では特に求めない。 (産業廃棄物処理計画の事前確認) 手続にあたって、手続フローを定めた。 (兼用する場合の手続) 具体的な手続としては、通常の認可申請書及び添付書類に加え、(様式1)計画書、産廃事前協議書、平面図に兼用区域を色分けしたもの及び施設系統図(処理フロー図)に兼用施設を色分けしたものを提出すること。(手続フローもあわせて参照) ※搬入搬出口及び場内運搬路(重機により、原料または製品を運搬する区域)については、兼用に関する制限は特に設けない。 認可期間中に産業廃棄物処理施設との兼用に変更したい場合は、産廃の事前相談の際、本要領

条 文	解説及び特記事項
廃棄物の処理を行う場合は、氏名等変更届書（採石法事務取扱要領 申請様式第 15 号）を提出するものとし、氏名等変更届書のほかに次の書類を提出するものとする。 (1) 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書（様式 1） (2) 産業廃棄物処理施設設置許可証の写し (3) 地権者の了解を得たことを証する書面（ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要） (4) 跡地整理誓約書 (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの ② 施設系統図またはそれに類する図面に兼用する施設等の部分（ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等）を色別して明示したもの ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図 3 岩石採取計画の認可を受けている者が、認可期間中に認可を受けた施設等を兼用して産業廃棄物の処理を始める場合であって、採石法事務取扱要領に定める変更認可に該当する行為を同時に行う場合は、岩石採取計画変更認可申請に関する書類のほかに、次の書類を提出するものとする。 (1) 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う計画書（様式 1） (2) 産業廃棄物処理施設設置等事前（変更）協議結果通知書の写し (3) 地権者の了解を得たことを証する書面（ただし、申請者と地権者が同一の場合は不要） (4) 跡地整理誓約書 (5) 採取計画認可申請書に添付する書類で、以下により作成したもの ① 平面図に兼用する施設及び産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を色別して明示したもの ② 施設系統図またはそれに類する図面に兼用する施設等の部分（ホッパー、クラッシャー、ベルトコンベア等）を色別して明示したもの ③ 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る求積図 （廃止に関する手続） 第 8 岩石採取計画の認可期間中に、産業廃棄物	に沿った計画か採石担当者が確認したうえで、変更届を提出すること。（手続フローもあわせて参照） 地権者の了解を得たことを証する書面とは、新たに締結した土地賃借契約書の写しや、同意書等である。 認可期間中に施設の配置変更等、変更認可に該当する行為とともに、産廃処理施設との兼用に変更したい場合の取扱いである。（手続フローもあわせて参照） （廃止に関する手続）

条 文	解説及び特記事項
処理施設のみを廃止する場合は、産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設を撤去し、廃棄物処理法に定める廃止の手続を行った上で、氏名等変更届書を提出するものとする。 2 産業廃棄物処理施設と兼用している採石場において、採石場のみを廃止する場合は、岩石採取のみの用に供する専用施設の跡地整理を行った上で、廃止届を提出するものとする。 (採石業に用いる施設等を既に産業廃棄物の処理に兼用している場合の計画変更等の手続) 第9 採石業に用いる施設等を岩石採取計画の認可(変更認可を含む)を受けて産業廃棄物の処理に兼用している場合の兼用施設に係る変更認可及び軽微な変更の取扱いについては、採石法事務取扱要領の規定を準用するものとする。 (産業廃棄物の処理に係る業務実施状況の記録) 第10 採石業に用いる施設等を兼用して産業廃棄物の処理を行う場合は、産業廃棄物の処理時刻及び処理量を帳簿に記録するものとする。 (洗浄施設を兼用する場合の廃水の取扱い) 第11 洗浄施設を兼用する場合は、当該施設からの廃水を別系統で排出するための専用の水路及び沈殿池を設けることとし、岩石採取のみの用に供する専用施設からの廃水と混合してはならないものとする。 (産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設) 第12 産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設(兼用施設と一体として供する専用施設を除く。)については、採取計画認可区域から除外して取り扱うものとする。この場合、岩石採取計画の事業区域面積から、産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設に係る面積を減じるものとする。 (災害(公害)防止の取扱い) 第13 兼用施設及び兼用施設と一体として供する専用施設に係る災害(公害)防止に関する取扱いについては、採石法のほか、廃棄物処理法に定める事項の適用を受けるものとする。	省略 (採石業に用いる施設等を既に産業廃棄物の処理に兼用している場合の計画変更等の手続) 兼用施設の計画を変更する場合は、採石法事務取扱要領に沿って変更認可等の手続を行うものとする。 なお、計画変更が、廃棄物処理法の変更許可の要件に該当する場合は、併せて廃棄物処理法の変更許可手続を行うものとする。 (産業廃棄物の処理に係る業務実施状況の記録) 災害・事故等が発生したとき、採石、産業廃棄物どちらの処理を行っていたのか把握する必要があると考えるが、廃棄物処理法では処理時間等の記録を行うことにはなっていないため、採石法側で帳簿に記録すること。 (洗浄施設を兼用する場合の廃水の取扱い) 洗浄施設を兼用する場合は、廃水を別系統とし、新材の洗浄水と混合させないようにすること。これは、新材の洗浄工程から産出される沈殿物が、水田等に利用されることがあるためである。 (産業廃棄物の処分のみの用に供する専用施設) 原料置場等、採石採取認可計画から除外できる施設については、可能な限り除外すること。 (災害(公害)防止の取扱い) 兼用施設に係る騒音、粉じん、汚濁水等の災害(公害)防止については、採石法及び廃棄物処理法両方の規制がかかる。

(参考) 運用通知(抜粋)

1 第2(対象物)について

鉱さいのうち石工品製造業から排出されたものとは、墓石・碑石の切りくず等である。

2 第4(対象施設)について

一体として機能する付属施設とは、ホッパー、コンベア等である。

搬入搬出口及び場内運搬路(重機により原料または製品を運搬する区域)については、兼用に関する制限は特に設けない。

3 第4の2について

産業廃棄物処理施設の設置許可を行い、廃棄物担当の審査により担保された施設のみ兼用を認める。したがって、がれき類の破碎施設で処理能力が5 t/日以下の施設や、コンクリートくず、鉱さいのみの破碎を行う場合などは、兼用を認めない。

4 第4の3について

採石場内の新材の製品置場に再生材を置くことは認めないが、産業廃棄物処理施設内の再生材の保管施設に新材を置くことは認める。

「支障のない範囲」とは、例として、新材を置くことにより再生材のスペースが圧迫され、計画の保管施設外に再生材が置かれるような事態を避ける範囲等が挙げられる。

5 第7の2及び3について

地権者の了解を得たことを証する書面とは、新たに締結した土地賃貸契約書の写しや、同意書等である。

6 林地開発許可を受けている区域内での産業廃棄物の処理行為について

土石の採掘を目的に林地開発許可を受けている区域内で、産業廃棄物の処理を行う場合は、林地開発許可の変更手続が必要となるので、林務担当に相談するよう、申請者を指導すること。

跡地整理

別記 7 跡地整理の確認

岩石採取終了後の跡地整理の確認については、以下に留意のうえ取り扱うものとする。

- 1 採取現場において次の事項を確認すること。
 - (1) 採取計画書「5 (9) 採取終了時における岩石採取場跡地の措置」に定めたとおりに措置されているか
 - (2) 採取跡地整理計画図に定めたとおりに措置されているか
 - (3) その他「跡地整理の良否基準チェックリスト」のとおり措置されているか
- 2 採取現場での確認には業務管理者を同行させ、必要事項を聴取すること。
- 3 林地開発等、他法令が関係する採取場の場合は、極力、林地開発等、他法令の許可に係る確認調査を同時に行うこと。
- 4 林地開発等、他法令が関係しない場合であっても、極力、他法令許可担当部署職員の同行を依頼し、意見を求めること。

跡地整理の良否基準チェックリスト（採石場）

日 時 年 月 日
 採石場 採石場
 確認者
 立会者

〔保全区域の土留工事〕

- ☐ 隣地との間の保全区域が崩壊しないよう、必要に応じて土留工事が施されているか。

〔残壁処理〕

- ☐ 残壁の形状は、採石場の区分に応じ、次の基準によっているか

採石場区分	基 準
☐ 砕石用 原石採取場 （残壁高 100 m 以下） ※岩盤がある場合	☐ 高さ 20m以下毎に 2 m以上の適切な幅を有する小段を設けているか ☐ 残壁の平均傾斜は 60° 以下となっているか ☐ 上記基準を満たさない場合、代替えとなる災害防止措置を施しているか（計画認可の際に認めたものに限る） （措置内容： ）
☐ 砕石用 原石採取場 （残壁高 100m超） ※岩盤がある場合	☐ 高さ 20m以下毎に 2 m以上の適切な幅を有する小段を設けているか ☐ 残壁の平均傾斜は 60° 以下となっているか ☐ 斜面安定に寄与する次の方策を取るよう最大限努力しているか ☐ 残壁上部の小段高さ 10m以下 ☐ 底部小段幅 10m以上 ☐ 上記基準を満たさない場合、代替えとなる災害防止措置を施しているか（計画認可の際に認めたものに限る） （措置内容： ）
☐ 石材用 原石採取場	☐ 高さ 20m以下毎に 2 m以上の適切な幅を有する小段を設けているか ☐ 残壁の平均傾斜は 70° 以下となっているか ☐ 上記基準を満たさない場合、代替えとなる災害防止措置を施しているか（計画認可の際に認めたものに限る） （措置内容： ）
☐ 風化岩石 採取場 （真砂土等） ※砕石用原石採取 場で岩盤がない場 合も同様	☐ 高さ 5 m以下毎に 2 m以上の適切な幅を有する小段を設けているか ☐ 残壁の平均傾斜は 35° 以下か ☐ 雨水による洗掘防止のための処置が講じられているか 例：・整形法面に土羽打ち等が行われ十分に突き固められている ・法面等に植栽されている ・小段等には雨水を集水し排水するための水路は設けられて いる（素掘りの水路は不可） ☐ 上記基準を満たさない場合、代替えとなる災害防止措置を施しているか（計画認可の際に認めたものに限る） （措置内容： ）

〔人に対する危害防止措置〕

- ☐ 落石及び人の転落の恐れがある残壁の周囲に立入禁止柵を設けているか
- ・最終残壁ののり先付近に高さ1 m以上の堰堤をめぐらしていることが望ましい
 - ・堤上に立入禁止の柵囲を施した転落石の防護施設を設置していることが望ましい（木柵不可）
 - ・残壁頂部の周縁に柵囲をめぐらし立入禁止としていることが望ましい（残壁頂部からの転落防止措置）
- ☐ その他（ ）
- ☐ 道路等人通りのあるところに近接して採掘跡地がある場合、堰堤を高くするなどの防護施設の強化を行っているか → ☐ 近接していない
- ☐ 堀下り採掘を行った場合、その凹地は他用途に活用する計画がある場合を除き、埋立等適切な措置を施しているか
- （※ 堀下り採掘：地盤面以下の採掘）
- ☐ 埋立てを行っている
- ☐ 埋立てを行っていない場合、堅固な柵囲を設置する等の適切な措置をほどこしているか（措置内容 ）
- ※ 埋立てに産業廃棄物等を利用しないよう、日頃から巡視・指導を行うこと

〔緑化〕

<目的等>

- ☐ 採掘跡地を他用途に活用する計画等がない場合、適切に緑化しているか
- 計画等ある場合、計画内容（ ）
- ・ 土壌浸食防止等の水土保持機能を第1目的として緑化している場合、排水工を施すなどし、根系の発達の良い樹種と草本の組み合わせで緑化されていることが望ましい。
 - ・ 景観保全機能を第1目的として緑化している場合、遠方から残壁が見えないように処置されていることが望ましい。（例：小段間残壁高に達する樹高の高い樹種またはつる植物で緑化等）

<植物の選定>

- ☐ 生育の状況により、気象条件や土壌条件を考慮するとともに、斜面傾斜に応じた植物を適切に選定していると認められるか
- ・ 生育の状況を目視で確認
 - ・ 防災上、景観上の理由から、木本と草本を組み合わせた緑化が好ましい
 - ・ 斜面傾斜に応じて、次のような植物群落を復元目標としていることが望ましい

斜面傾斜	復元目標
30° 未満 (1割7分)	・ 高木が優先する植物群落
30～35° (1割4分)	・ 中・高木が優先する植物群落
35～45° (1割)	・ 中・低木を優先し、草本が地表を覆う植物群落 (高木を導入すると、将来育成基盤が不安定になる危険性がある)
45～60° (6分)	・ 低木や草本からなる丈の低い植物群落

- ☐ 上表のうち、草本のみの単純群落の場合はその理由（ ）

<基礎工>

- ☐ 小段には、必要に応じ客土工がなされているか
- ・ 客土流出の恐れがあるところでは、土嚢やネット等が設置されていることが望ましい
- ☐ 小段又は緩傾斜面で停滞水のおそれがある場合には、排水工がなされているか
- ☐ 小段又は緩傾斜面で乾燥のおそれがある場合には、被覆工（そだ伏工、むしろ伏工等）がなされているか
- ☐ 急傾斜面では、可能な限り緩傾斜にし、のり砕工や金網張工を施し基材吹付工を行なっているか
- ☐ 上記措置を行っていない場合はその理由（ ）

<植生工>

- ☐ 採取跡地整理計画図のとおり緑化がされているか。
- ・ 施肥の状況等を聴き取りにより確認すること
()

<施工後の管理>

- ☐ 施行後の追肥、不成功地への補植等の計画は適正か
- ・ 計画を聴き取りにより確認すること
()

[その他]

- ☐ 採取計画書「5(9) 採取終了時における岩石採取場跡地の措置」に定めたとおりに措置されているか
- ☐ 最終残壁、小段の状況
 - ☐ 緑化計画等
 - ☐ 保安区域、災害防止のための防護措置等
 - ☐ 採掘完了後の土地の用途（ ）
- ☐ 採取跡地整理計画図に定めたとおりに措置されているか
- ☐ 関係法令による完了確認がなされたか、またはなされる予定か
- ☐ 森林法 ☐ 農地法 ☐ その他（ 法）

※ 参考 採掘跡地の緑化例

立地区分	復元目標の概観	主な構成種	基礎工・植生工
平坦部	高木性樹木が主体の群落	ヤマハンノキ、シラカンバ、アカシア類、ヤマモモ、サクラ類、カエデ類など	盛土式植栽工＋植生基材吹付工（＋排水工）
小段部	中・高木性樹木を主構成種とする群落	ヤマハンノキ、アカマツ、ヤマモモ、ヤシヤブシ、シラカンバ、サクラ類、カエデ類など	厚層客土＋植栽工＋植生基材吹付工（＋排水工）
残壁法面部	低木性樹木を主構成種とする群落	ヤシヤブ、ヤマハギ、アカマツ、ススキ、ヨモギ、メドハギ、ウィーピングラブグラス、クローバー、イタドリ、ウツギ、タニウツギ、ギブシ、キイチゴ類、リョウブなど	金網張工＋植生基材吹付工

※ 主な構成は参考であり、地方によって異なる

※ 基礎工・植生工は標準的なものである

立入検査・報告 違反者処分方針

別記8 立入検査等

採石法に係る立入検査等については、以下のとおり取り扱うものとする。

1 立入検査

(1) 実施の趣旨

法第42条に基づく立入検査は違反行為の防止及び災害の未然防止のために実施するものである。

あくまでも採石法の施行上、必要範囲で実施するものであり、犯罪捜査のために行使されるものではない。

(2) 検査方法及び報告徴収

ア 立入検査は、災害が発生する危険性又は違法行為を行っている可能性があるなどのほか、必要と認められる場合に、適宜実施するものとする。

イ 立入検査の際は、必ず「立入検査証」を携帯し、関係者に対して提示するものとする。

ウ 立入検査は、「砂利（洗浄）岩石採取場立入検査表」（以下「検査表」という。）に掲げる検査事項について、別紙の留意事項に留意して行うとともに、岩石・砂利採取の進捗状況、見通しなどについて質問し、操業状況の把握に努めるものとする。

エ 検査表には、検査事項ごとの良否及び改善を要する事項がある場合には指示事項を記入するものとする。

オ 立入検査にあたっては、業務管理者等責任のある者の立会を求め、検査終了後にあっては、検査表に署名を求めるものとする。

カ 検査表（副本）は、原則としてその場で手渡すこととする。

キ 立入検査の結果、違反事項を確認した場合には、必要に応じ、違反の経緯、改善計画等について、報告を求めるものとする。

(3) 結果及び措置

検査結果に基づく指示は、次のとおり行うものとする。

ア 災害発生のおそれがある場合で、予見される災害の発生までに時間的なゆとりがある場合は、必要に応じて作業の中止を指示した上で、認可採取計画の変更命令を行うものとする。

イ 災害発生のおそれがある場合で、災害の発生が急迫していると認められる場合は、必要に応じて作業の中止を指示した上で、緊急措置命令を行うものとする。

ウ 無認可採取又は認可計画遵守義務違反等の違法行為を発見した場合は、必要に応じて作業の中止を指示した上で、「違反者処分方針」（別記9）に基づき措置するものとする。

エ 上記(ア)から(ウ)までに該当するもののほかに改善を要する事項がある場合は、指示事項を記載した検査表により指示するとともに、改善状況の報告を求めるものとする。

2 その他の報告

(1) 申請者から市長に対し行う報告

次に掲げる報告を市長に提出するよう指導するものとする。

ア 採取等の着手に係る報告（申請様式第6号。岩石採取に着手した日から7日以内）

イ 採取の1年ごとの進捗状況に係る報告（申請様式第7号。着手届から1年経過するごとに、経過日から1ヶ月以内）

ウ 災害又は事故に係る報告（様式任意。発生後速やかに）

(2) 事務に関する報告（市が広域振興局に対し行う報告）

ア 事務処理状況報告

採石業の登録・認可・手数料収入等の実績を、前期分は毎年 10 月 20 日、後期分は 4 月 20 日までに「認可事務処理状況報告」（採石・砂利共通常事務処理様式第 1 号）にとりまとめ報告するものとする。

イ 不利益処分・監督処分に関する報告

不認可、取消し、又は法第 33 条の 9、法第 33 条 12 及び第 33 の 17 に基づく命令等の不利益処分を行った場合は、速やかに当該命令書等の写しを添付のうえ、その旨報告するものとする。

ウ 事故報告

岩石採取に伴う災害又は事故が発生した場合は、「災害・事故報告」（採石・砂利共通常事務処理様式第 2 号）にとりまとめ報告するものとする。

エ 採取規則第 11 条に基づく業務状況報告

対象となる採石業者及び採石場の名簿を、別途指示を受けた内容で提出するものとする。

立入検査における留意事項

番 号	検 査 事 項	留 意 事 項
1	採 取 区 域	採取区域外への過大採取を行っていないか。
2	採 取 状 況	(1) 測点基準杭 (BM、中心杭) が設置されているか。 (2) 掘削深、高さ、法勾配は適切か。 (3) 浮石の除去等法面は適切か。 (4) ベンチ高さ及びベンチの幅は適切か。
3	保 全 距 離	保全距離は確保されているか。
4	公 共 施 設 へ の 影 響	河川、水路、道路等の公共物を損傷していないか。
5	廃 土 ・ ヘ ド ロ の 処 理	(1) 廃土・ヘドロの堆積状況 (法勾配等) は適切か。 (2) 廃土・ヘドロの流出又は汚濁水の流出がないか。 (3) 廃土・ヘドロの処理は適切に行われているか。
6	排 水 の 状 況	洗浄排水、場内水が未処理のまま排水されていないか。
7	認 可 条 件 の 履 行	認可書に附した条件は完全に守られているか。
8	標 識	(1) 標識は規則どおりの様式により設置してあるか。 (2) 標識は見やすい場所に設置しているか。 (3) 標識は業者のウェブサイトにも掲載されているか。 ※ 常時雇用する従業員の数が 20 人以下である場合、自ら管理するウェブサイトを用意していない場合を除く。
9	防 護 柵	防護柵は採取計画どおりに設置されているか。また、設置方法は適切か。
10	丁 張	丁張は適切に設置しているか。 ※ 採石場においては、表土除去、真砂土採取など、設置が必要な場合のみ。
11	沈 砂 池 ・ 沈 澱 池 の 状 況	(1) 沈砂池・沈澱池等が崩壊又は地すべりのおそれのない箇所に設置されているか。 (2) 採取計画どおりの規模、構造となっているか。 (3) 沈砂池・沈澱池等に汚泥が過剰に堆積していないか。 (4) 汚濁水処理装置は適切に運転・管理されているか。
12	搬 入 出 路	搬入出路の散水は適切に行われているか。また、路面の状況は適切か。(必要に応じ舗装等完備されているか。)
13	運 搬 状 況	(1) 水切りが完全に行われているか。 (2) 過積載はないか、また車両の管理は適切か。 (3) 運搬物の飛散流出の防止措置を講じているか。
14	使 用 機 械	使用機械及び台数は採取計画どおりか。
15	粉 じ ん	粉じん防止のための設備とその管理は適切か。 (散水装置、建屋等の囲の措置)
16	騒 音	騒音防止のための設備とその管理は適切か。
17	帳 簿	帳簿の備付け及び記載内容は適切か。また、2 年間保存しているか。
18	届 出 報 告 義 務	氏名、名称又は住所等登録事項の変更があった場合、適切に届出・報告が行われているか。
19	業 務 管 理 者 の 従 事 状 況	岩石・砂利の採取等に伴う災害の防止に関し、省令で定める職務を誠実にしているか。
20	場 内 の 整 備 そ の 他	(1) 掘削が完了した区域ごとに残壁整形緑化又は埋戻し等が実施されているか。(工程どおりであるか。) (2) 製品堆積場用地は計画どおりに確保されているか。 (3) 場内整備を適切に実施しているか。 (4) 前回の立入検査で指導された事項は、完全に履行しているか。

別記 9 違反者処分方針

(趣旨)

第 1 この方針は、採石法（昭和 25 年法律第 291 号。以下「法」という。）の違反者に対する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為等の把握等)

第 2 市長は、違反の疑いのある行為を認知した場合は、事実を確認するため必要な調査を行い、その実態の把握に努めるものとする。

(違反行為発見時の対応)

第 3 市長は、第 2 の調査の結果、違反行為を発見した場合は、違反者に対し、違反行為である旨指摘するとともに、災害の防止上必要があると認められるときは、違反者に対し、応急措置を講ずるよう求めるものとする。

2 市長は、関係各部長等に対して情報の共有化を図るものとする。

(行政指導、行政処分方法)

第 4 法違反者に対しては、別表の基準により対応するものとする。ただし、違反の内容及び情状により、別表の基準によることが適当でないと認めるときは、この基準を緩和して適用することができる。

2 別表による対応は、基準欄の一次措置から行うこととし、違反者がこれに従わないときは二次措置以降の対応を順次行うものとする。ただし、重大な災害を発生させた者又は悪質な違反者に対しては、この限りではない。

3 複数の違反条項に該当するときは、より重い基準を適用させるものとする。

4 法に基づく認可の取消し又は採取の停止（法第 33 条の 13 第 1 項の規定による採取の停止を除く。）の処分は、事前に広域振興局長と協議するとともに、聴聞会の手続を終えた後、行うものとする。

(行政指導、行政処分の内容)

第 5 嚴重注意（行政指導）は、文書により法に違反している事実を明確に指摘したうえで、再度違反することのないよう嚴重に注意するとともに、これに従わない場合は警告（行政指導）、命令（行政処分）等の厳しい措置を行う旨を通知するものとする。

また、始末書（行政指導）及び必要に応じて災害防止措置計画書（災害防止措置を講じる必要のない違反行為にあつては、改善措置結果報告書）を期限を定めて提出させるものとする。

なお、処分（行政処分）内容は、別紙「命令処分について」に準ずるものとする。

2 警告は、文書により、法に重大に違反している事実を明確に指摘するとともに、災害防止措置（災害防止措置を講じる必要のない違反行為にあつては、改善措置）がなされない場合は、さらに厳しい措置を行う旨を警告するものとする。

また、期限を定めて始末書を提出させるものとする。

3 始末書は、法に違反している事実を明確に記載させるとともに、今後繰り返さない旨を記載させるものとする。

4 措置命令は、別紙「命令処分について」により行うものとする。

(災害防止措置実施の指示)

第6 市長は、第5第1項の災害防止措置計画書の提出を受けたときは、その内容を検討し、措置が適当と判断した場合は、違反者に対し、直ちに実施を指示するものとし、不適当と判断された場合は、改善を指導するものとする。

(災害防止措置の履行の確保)

第7 市長は、災害防止措置が適正に実施されるよう必要な調査を行うとともに、違反行為者に対し、必要な指示を行うものとする。

(災害防止措置の完了の確認)

第8 市長は、違反行為者が災害防止措置を完了したときは、改善措置結果報告書を提出させるものとする。

2 前項に規定する改善措置結果報告書の提出を受けた市長は、速やかに完了確認調査を行うものとする。

(事後指導)

第9 災害防止措置の完了を確認した市長は、違反行為者が当該地において引き続き岩石採取行為を行う意思があるときは、必要な手続を取るよう指導に徹底を期するものとする。

(告発)

第10 市長は、告発しようとするときは、事前に広域振興局長に協議するものとする。

2 告発は、原則として市長名で所管警察署長に対して行うものとする。

なお、告発に当たっては、事前に所管警察署長と十分協議するものとする。

3 告発状には証拠書類として、指令書、嚴重注意文書、始末書等の写し、違反の現況写真等必要な書面を添付するものとする。

(広域振興局長への通報)

第11 市長は、管内で岩石を採取している採石業者が次に掲げる事項に該当することとなったときは、速やかに採石業者登録を行った広域振興局長に対して、立入検査調書の写しその他の参考書面等を添付して通報するとともに関係各部長等に周知を図るものとする。

(1) 法第32条の10第1項第2号(業務管理者が不在となってから2週間を経過)に該当するものと認められるとき

(2) 法第33条(採取計画の認可)の規定に違反していると認められるとき

(3) 法第33条の8(遵守義務)の規定に違反していると認められるとき

(4) 法に基づく登録の取消し、事業の全部又は一部の停止、認可の取消し又は採取の停止(法第33条の13第1項の規定による採取の停止を含む。)の処分を行ったとき

(5) 法第33条の13の規定による処分を行ったとき

(6) 告発したとき

(7) 違反事件に係る起訴若しくは不起訴又は判決の要旨等について通知があったとき

(その他)

第12 既認可業者が、採取計画義務違反等の違反行為を行った場合は、市長は跡地整理の履行に関する誓約書を提出した者に対して、処分内容を情報提供するものとする。

別紙 違反行為に係る処分基準

違 反 条 項	違 反 内 容	処 分 基 準			
		一 次 措 置	二 次 措 置	三 次 措 置	四 次 措 置
1 法第32条（登録）の規定に違反して無登録で採石業を行った者	1 初めて当該違反を行った者	厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収 措置命令（法第33条の13第2項）	告発（法第43条第1号、第2号）	
	2 (1) 再度、当該違反を行った者 (2) 上記1の場合であっても、採取により災害が発生している場合	警告 始末書徴収 措置命令（法第33条の13第2項）	告発（法第43条第1号、第2号）		
	3 登録の取消しを受けた後も当該違反を行った者	警告 始末書徴収 措置命令（法第33条の13第2項） 告発（法第43条第1号）			
2 法第32条の10（登録の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1項第1号に該当する者（法第32条の4第1項第1号、第3号～第5号の登録拒否事由に該当することとなった者）		登録の取消し			
(2) 第1項第2号に該当する者（法第32条の4第1項第6号の業務管理者を2週間を超えて置いていない者）		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収 事業の全部又は一部の停止命令（法第32条の10第1項第2号）	登録の取消し	告発（法第43条第2号）
(3) 第1項第3号に該当する者（法第32条の7第1項の登録事項の変更届をせず、又は虚偽の届出をした者）		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収 事業の全部又は一部の停止命令（法第32条の10第1項第3号）	登録の取消し	告発（法第43条第2号、第44条第1号）

違 反 条 項	違 反 内 容	処 分 基 準			
		一 次 措 置	二 次 措 置	三 次 措 置	四 次 措 置
(4) 第1項第4号に該当する者（法第33条の認可を受けないで採取を行った者）	1 初めて当該違反を行った者	警告 始末書徴収 措置命令(法第33条の13第2項)	事業の全部又は一部の停止命令(法第32条の10第1項第4号)	登録の取消し	告発（法第43条第2号、第3号）
	2 (1) 再度、当該違反を行った者 (2) 過去、事業の停止（全部又は一部）命令を受けた者が、当該違反を行った場合		事業の全部停止命令（法第32条の10第1項第4号）		
	3 (1) 過去、3回以上当該違反を行った者 (2) 過去、登録の取消しを受けたことのある者が、当該違反を行った場合	警告 始末書徴収 措置命令(法第33条の13第2項) 事業全部停止命令(法第32条の10第1項第4号)	登録の取消し	告発（法第43条第2号、第3号）	
(5) 第1項第5号に該当する者（法第33条の12の認可の取消しを受けた者）	1 初めて認可の取消しを受けた者	事業の全部又は一部停止命令(法第32条の10第1項第5号)	登録の取消し	告発（法第43条第2号）	
	2 過去、認可の取消しを受けた者が、再度認可の取消しを受けた場合	事業の全部停止命令（法第32条の10第1項第5号）	登録の取消し	告発（法第43条第2号）	
	3 (1) 過去、3回以上認可の取消しを受けた者 (2) 認可の取消しを受けた後も、当該違反を行った者	登録の取消し			
(6) 第1項第6号に該当する者（不正の手段により法第32条の登録を受けた者）		登録の取消し			

違反条項	違反内容	処 分 基 準			
		一 次 措 置	二 次 措 置	三 次 措 置	四 次 措 置
3 法第33条の12（認可の取消し等）の規定に該当する者					
(1) 第1号に該当する者（法第33条の7第1項の認可の条件に違反した者）		厳重注意 始末書徴収	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（法第33条の12第1項第1号）	認可の取消し	告発 （法第43条第2号）
(2) 第2号に該当する者（法第33条の8の遵守義務に違反した者）	1 初めて当該違反を行った者	厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収 措置命令（法第33条の13第2項）	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令（法第33条の12第1項第2号）	認可の取消し （五次措置 告発（法第43条第2号、3号））
	2（1）再度、当該違反を行った者 （2）上記1の場合であっても、採取により災害が発生している場合	警告 始末書徴収 措置命令（法第33条の13第2項）	認可を受けた当該採取場における採取の停止命令 （法第33条の12第1項第2号）	認可の取消し	告発 （法第43条第2号、3号）
(3) 第3号に該当する者	（法第33条の9の認可採取計画の変更命令に違反した者）	厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収 認可を受けた当該採取場における採取の停止命令 （法第33条の12第1項第3号）	認可の取消し	告発 （法第43条第2号）
	（法第33条の13第1項の緊急措置命令又は採取の停止命令に違反した者）	認可の取消し	告発（法第43条第2号）		
(4) 第4号に該当する者（不正の手段により第33条の認可を受けた者）		認可の取消し			
4 法第33条の16（譲渡したたい積物等の管理）の規定に違反して、災害の防止に関する措置を講じなかった者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第43条第4号）	

違反条項	違反内容	処 分 基 準			
		一 次 措 置	二 次 措 置	三 次 措 置	四 次 措 置
5 法第33条の17（岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令）の規定による命令に違反した者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第43条第2号）	
6 法第34条の2（帳簿の備付け等）の規定に違反して、帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第44条第2号）	
7 法第42条第1項（報告及び検査）の規定による報告をせず、又は虚無の報告をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第44条第3号）	
8 法第42条第1項（報告及び検査）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	告発（法第44条第4号）	
9 法第32条の6第2項（承継）の規定による届出をせず、又は虚無の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第46条第1号）	
10 法第32条の8（廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚無の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第46条第1号）	
11 法第33条の5第4項（変更の認可等）の規定による届出をせず、又は虚無の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第46条第1号）	
12 法第33条の10（休止及び廃止の届出）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第46条第1号）	
13 法第33条の15（標識の掲示）の規定に違反した者		厳重注意 始末書徴収	警告 始末書徴収	規定に違反した者の住所地の地方裁判所に過料事件に係る申立を行う （法第46条第2号）	

別紙 命令処分について

採石法に係る認可採取計画の変更命令及び緊急措置命令等の処分については、以下のとおり取り扱うものとする。

1 認可採取計画の変更命令について

採取計画認可後、事情の変更により災害等の発生のおそれが生じたときは、法第 33 条の 9 に基づき「認可採取計画変更命令書」（事務処理様式第 6 号）を発令するものとする。

(1) 措置経過

ア 採石業者に対し、命令到達の日から 7 日以内に「採取計画変更命令に基づく報告書」（申請様式第 8 号）を提出するよう指示するものとする。

イ 報告書の内容を検討した結果、措置が適当と判断した場合は、変更認可申請書を直ちに提出するよう指示するものとする。

なお、措置が不適当と判断された場合は、採取業者へ再検討するよう指示するものとする。

(2) 留意事項

ア 当該命令は、認可申請者に対し計画を変更するよう命ずるものであり、災害防止の方法については、採取業者が自主的に立案すべきものである。

イ 命令書は原則として採取業者（法人の場合は業務を執行する役員又はその者から権限を委任されている者等）に直接手渡すものとし、命令書の受領印等を徴することが望ましい。

止むを得ない事情により手渡すことができない場合は、配達証明郵便で送付するものとし、返信用はがきの同封により受領書を徴することが望ましい。

2 緊急措置命令について

岩石の採取に伴う災害防止のため緊急措置が必要である場合、又は無認可採取等の違反行為に対し、岩石の採取に伴う災害防止のための措置が必要である場合、法第 33 条の 13 に基づき「（緊急）措置命令書」（事務処理様式第 7 号）を発令するものとする。

(1) 措置経過

ア 採取業者に対し、命令到達の日から 7 日以内に「（緊急）措置計画書」（申請様式第 9 号）を提出するよう指示するものとする。

イ 報告書の内容を検討した結果、措置が適当と判断した場合は、直ちに実施を指示するものとし、不適当と判断された場合（部分）は、改善を指導するものとする。

ウ 措置が完了し「災害防止措置等完了報告書」（申請様式第 10 号）の提出があった時は、速やかに現地確認を行うものとする。

(2) 留意事項

ア 措置命令の内容としては、採取した地点に係るものだけでなく、採取した岩石を堆積（ストック）している地点、洗浄している地点など、当該無認可採取に関連するあらゆる地点にかかるものを含めること。

イ 「(緊急) 措置計画書」の内容の検討にあたっては最低限、次の各号に適合するものであることを確認すること。

① 緑化

採掘跡地は他用途に活用する計画がある場合等を除き、緑化すること。

採掘跡地の緑化の目的が、水土保持、環境保全、景観保全、生態系保全などの目的に照らし適切であること。できるだけこれらの機能を併せもつよう緑化すること。

適用植物は、気象条件、土壌条件等を考慮し、復元すべき目標(高木、低木、草本、つるなど特殊樹草)を決めてから選定すること。ただし、草本の単純群落は防災上、景観上、好ましくないので、可能な限り木本を併用すること。

緑化は1回の施行だけで完成するものではないので、追肥、補植、次代の適用木の植栽等を随時行うこと。

② 沈殿池

掘り込み式の沈殿池の跡については、原則として、十分に水を排出した後へドロの状態、厚さ等を考慮し適切な埋め戻しを行い、十分に転圧すること。

土堰堤を設置する方式の沈殿池の跡については、十分に水を排出した後、適正に土堰堤を取り壊しへドロを取り除いて、危険のないよう整理すること。

ウ 当該命令は、採取行為に対し強力な効果が発生することとなるため、命令を発するにあたっては慎重、的確かつ迅速な対応が必要である。

エ 命令書は原則として採取業者（法人の場合は業務を執行する役員又はその者から権限を委任されている者等）に直接手渡すものとし、命令書の受領印等を徴することが望ましい。

止むを得ない事情により手渡すことができない場合は、配達証明郵便で送付するものとし、返信用はがきの同封により受領書を徴することが望ましい。

オ 当該命令を発した場合は、採取場が存在する広域振興局長に対して事務処理様式第8号により通知するものとする。